

平成29年度環境配慮契約法基本方針説明会

環境配慮契約法の概要及び 基本方針・解説資料のポイント

集まることであったまろう。暖房を止めてまちへ出よう。
今年の冬はウォームシェア！



環境省大臣官房環境経済課

本日の説明内容

I. 環境配慮契約法の概要

II. 平成29年度における基本方針及び 解説資料の改定内容

III. 基本方針及び解説資料のポイント (既存の内容について、問い合わせの多い箇所や実務 に当たっての留意点を中心に)【本年度大きな改定なし】

過去に観測された指標のトレンド

- 気候システムの**温暖化は疑う余地がない**。過去数十年～数千年で前例無
- 大気と海洋は温暖化、雪氷の量は減少、海面水位は上昇

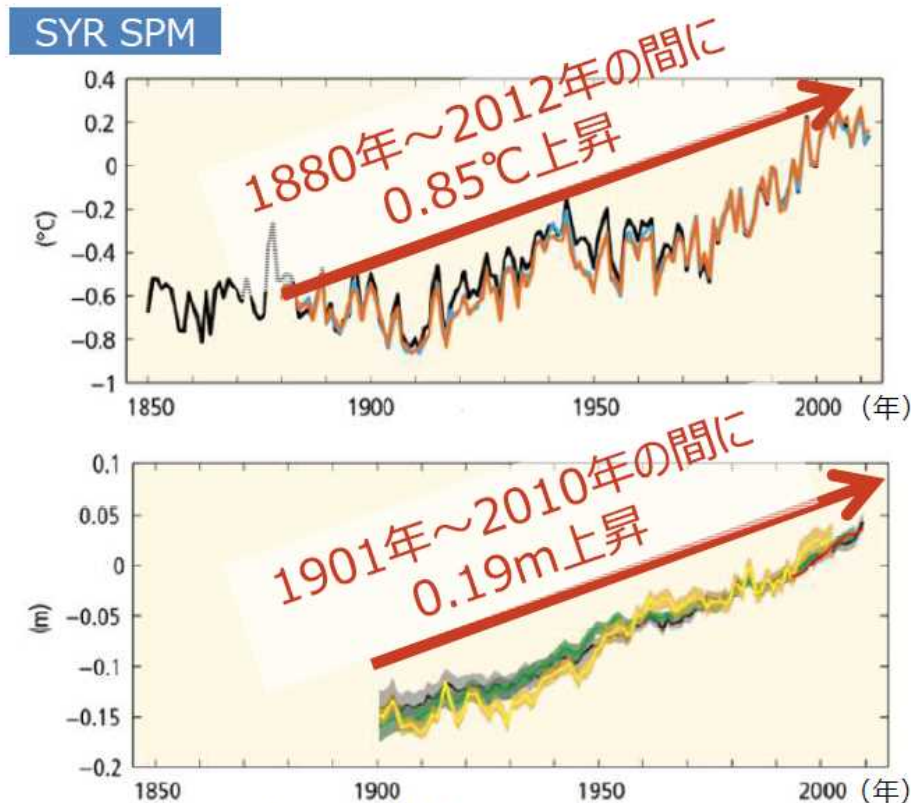


図.陸域と海上を合わせた世界平均地上気温偏差 (上)
世界年平均海面水位の変化 (下)
※基準はどちらも1986-2005年の平均

(出所) 図, IPCC AR5 SYR SPM Fig. SPM.1(a),(b)

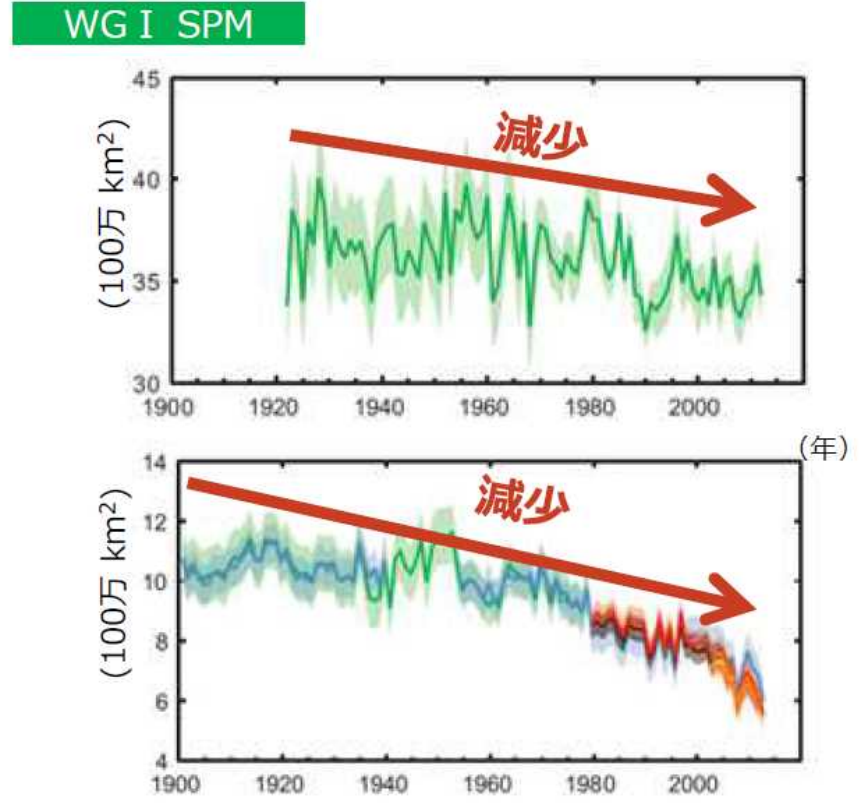
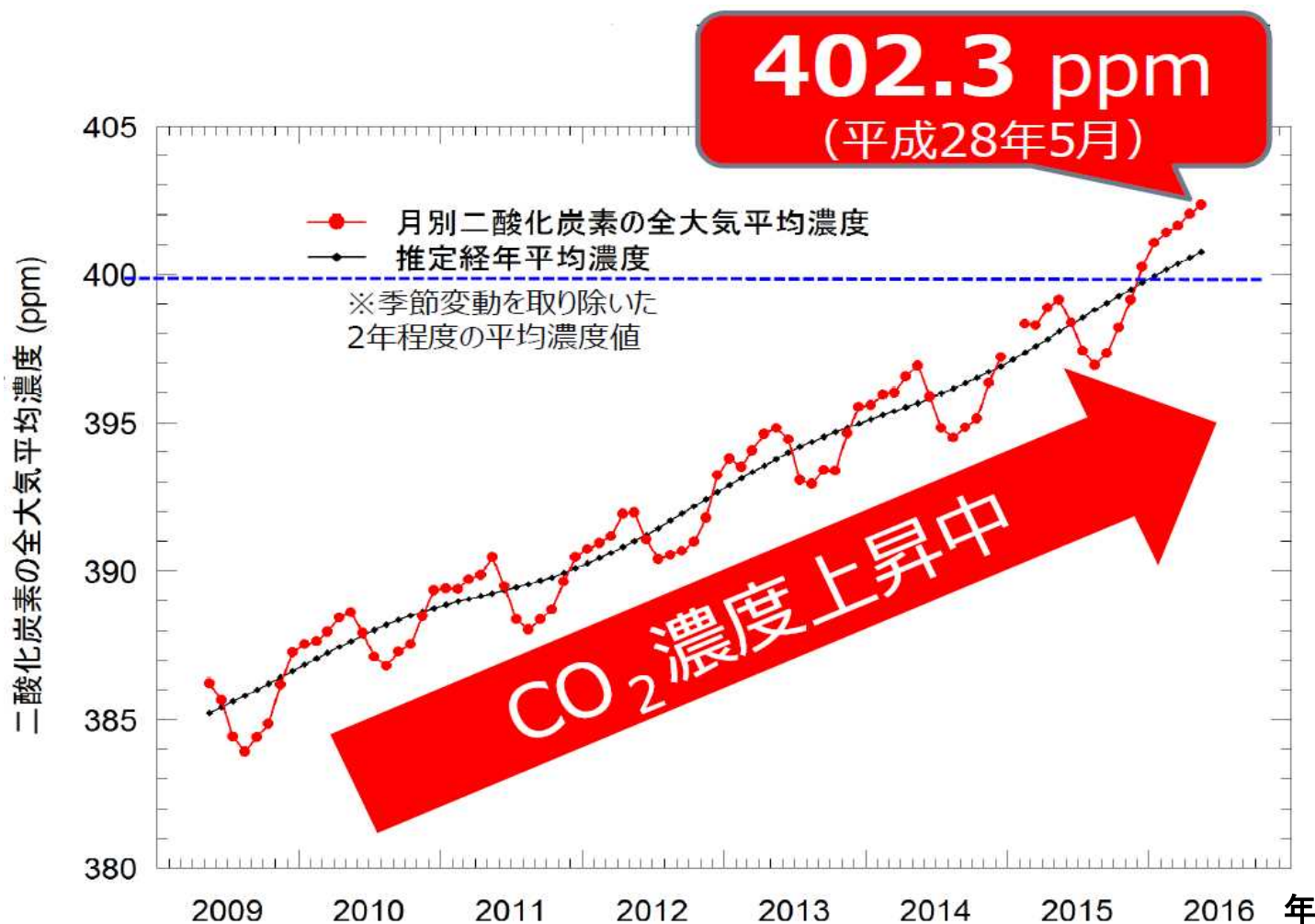


図.北半球積雪面積の変化 (春季) (上) (年)
北極域海氷面積の変化 (夏季) (下)

※図中の記号・文書 (赤色) は原図に追加したもの
(出所) 図, IPCC AR5 WG I SPM Fig. SPM.3(a),(b)

全球大気平均CO₂濃度

- 地球全体の月平均CO₂濃度は季節変動をしながら年々上昇中
- 平成27（2015）年12月に400ppmを超過（直近2.9ppm/年の増加）



パリ協定の発効

【パリ協定】 2015年12月12日採択・2016年11月4日発効

- 世界共通の長期削減目標（Long-term Temperature Goal）として2°C未満への抑制のみならず1.5°Cまでへの抑制に向けた努力の継続に言及【第2条1】
- 今世紀後半に温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡を達成するため、世界の排出ピークを可能な限り早期に迎え、最新の科学に基づき削減【第4条1】
- 全ての締約国は、パリ協定の目的を達成するため、
 - ① 削減目標を策定し国内措置を遂行、5年ごとに同目標を提出する【第4条2及び9】
 - ② 自国の取組状況を定期的に報告し、レビューを受ける【第13条7及び11】
 - ③ 世界全体としての実施状況の検討を5年ごとに行う【第14条】 等

地球温暖化対策計画及び政府実行計画

- 2030年度26%削減（2013年度比）の達成と長期的な目標に向けた**総合計画としての「地球温暖化対策計画」**及び政府として率先して取り組むべき**先導的な対策を盛り込んだ「政府実行計画」**の策定（平成28年5月13日閣議決定）

地球温暖化対策計画

【地球温暖化対策の目指す方向】

- 我が国の約束草案で示す**2030年度26%削減**目標の確実な達成
- 長期的目標である**2050年80%削減**を見据えた戦略的取組の実施
- **世界全体**の温室効果ガス排出削減への**最大限の貢献**

【地球温暖化対策の基本的考え方】

環境・経済・社会
の統合的向上

約束草案の対策の
着実な実行

パリ協定への対応

研究開発の強化と
世界への貢献

全ての主体の参加
透明性の確保

計画の
不断の見直し

【主な対策・施策】

徹底した省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの最大限の導入

電力業界全体の取組の実効性の確保（自主的枠組みと政策的対応）

国民運動の推進（危機意識の浸透、「COOL CHOICE」の推進等）

政府実行計画

【目標】

- **2030年度**の排出量を政府全体で**40%削減**
- 中間目標として**2020年度に10%削減**

【主な対策・施策】

大規模庁舎から順次、省エネルギー診断の実施、診断結果に基づく運用改善及び対策導入

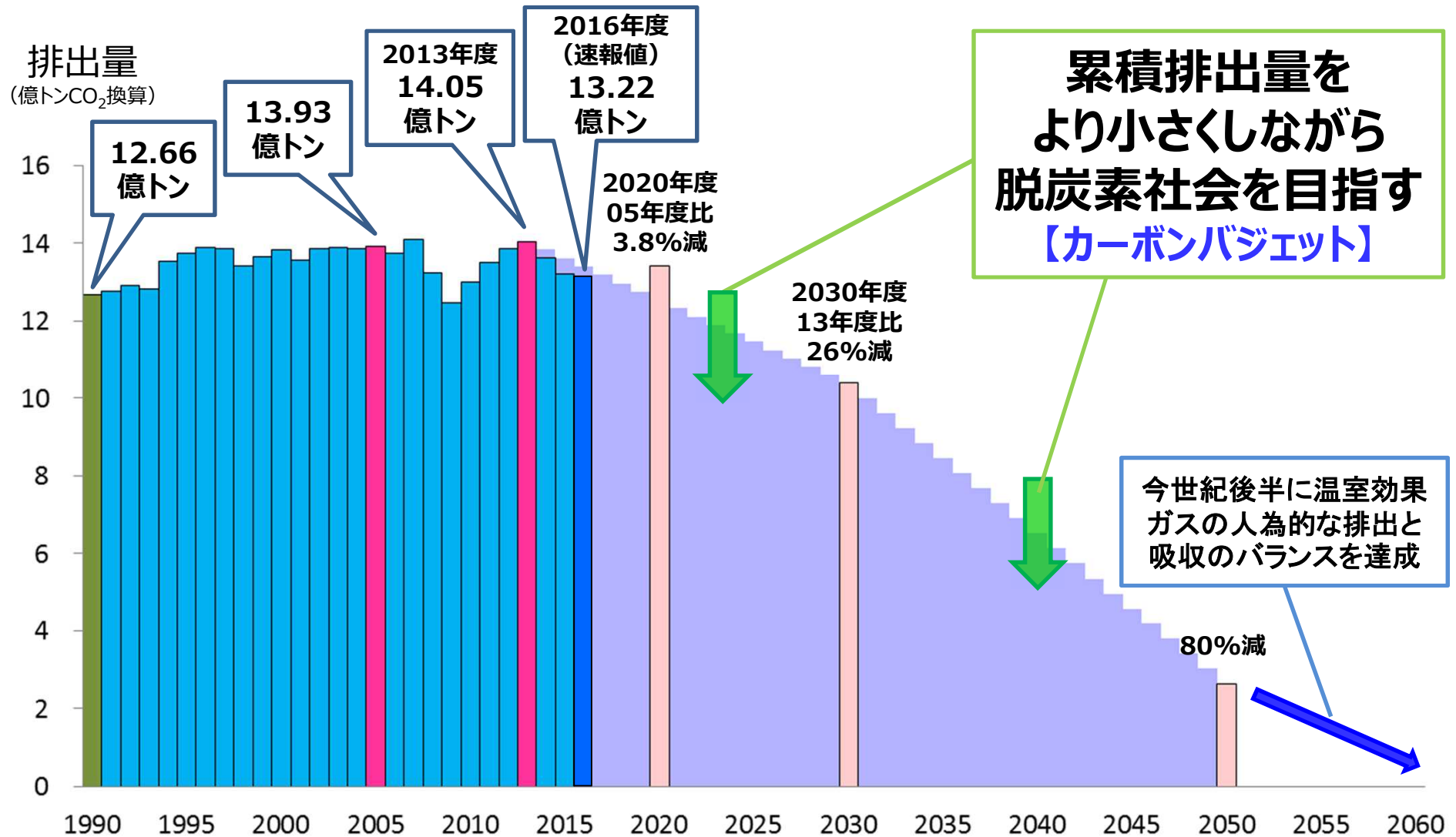
大規模な庁舎を中心に、ビルのエネルギー管理システム（BEMS）の導入等によりエネルギー消費の見える化及び最適化

LED照明、次世代自動車の率先導入

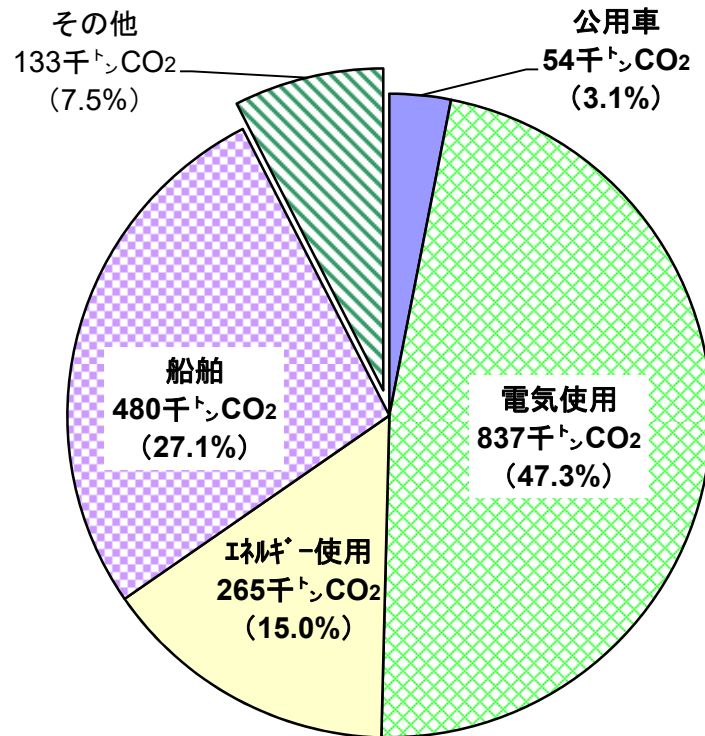
太陽光発電の導入に係る整備計画の策定等、太陽熱、バイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーの計画的な有効利用

環境配慮契約法の基本方針に則り、温室効果ガス排出係数の低い小売電気事業者を選択

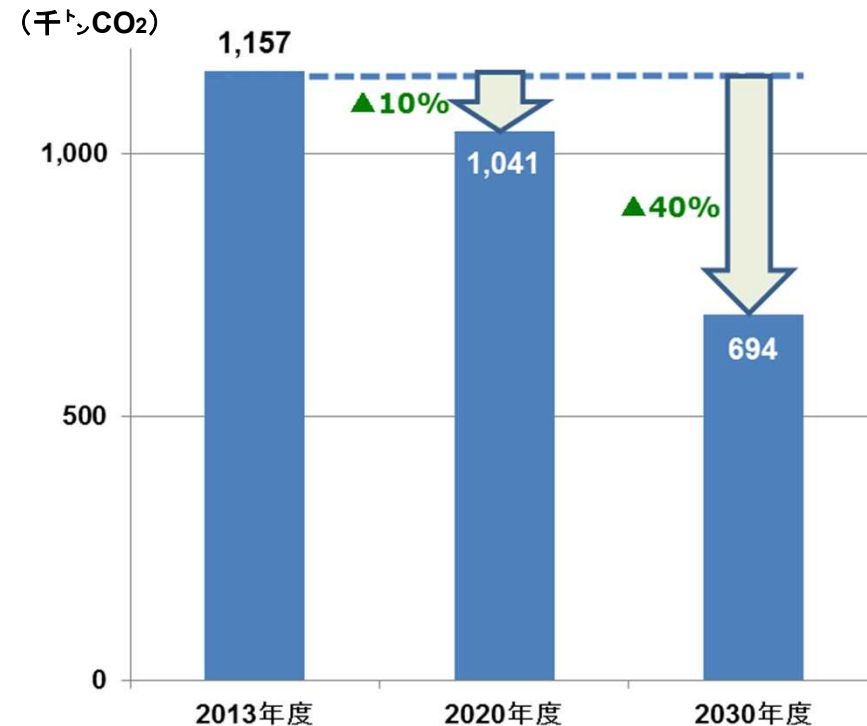
我が国の温室効果ガス排出量の推移と目標



政府のGHG排出量と政府実行計画削減目標



基準年度（2013（平成25））における
温室効果ガス排出量（1,768千t-CO₂）の内訳



温室効果ガス排出削減目標
政府実行計画（平成28年5月閣議決定）

政府の船舶・航空機の使用に伴う排出及び福島県内で国が実施中の東日本大震災関係の廃棄物焼却に伴う排出については、削減目標の対象外

I . 環境配慮契約法の概要

環境配慮契約法（平成19年法律第56号）：
国等における温室効果ガス等の排出の削減に
配慮した契約の推進に関する法律
（平成19年5月23日公布、11月22日施行）

環境配慮契約法の概要① (p.185-188)

ねらい

基本方針関連資料
の該当頁

国や地方公共団体等の公共機関が契約を結ぶ場合に、

- **一定の競争性を確保しつつ、**
- **価格に加えて環境性能を含めて評価して、**
- **最善の環境性能を有する製品・サービスを供給する者を契約相手とする**

仕組みを制度的につくる



- ・ **国等による環境負荷（温室効果ガス等の排出）の削減**
 - ・ **環境負荷の少ない持続可能な社会の構築**

環境配慮契約法の概要② (p.185-188)

国及び独立行政法人等

責務 (法第3条)

- 省エネ努力（エネルギーの合理的かつ適切な使用等）
 - ➔ 消費者（需要家）の取組による使用量の削減
- 環境配慮契約の推進
 - ➔ 供給サイドへの働きかけ

「基本方針」の策定（法第5条）
環境配慮契約の推進に関する基本的事項等

- ◇ 電気の供給を受ける契約
- ◇ 自動車の購入・賃貸借に係る契約
- ◇ 船舶の調達に係る契約
- ◇ 省エネ改修（ESCO）に係る契約
- ◇ 庁舎等の建築物の設計に係る契約
- ◇ 産業廃棄物の処理に係る契約

各省各庁の長等及び独立行政法人等の長は、

- ➔ 基本方針に従い、環境配慮契約の推進に必要な措置を講ずるよう努めなければならない（法第6条）
- ➔ 環境配慮契約の締結実績の概要を取りまとめ、公表するとともに、環境大臣に通知（法第8条）

(取組が不十分)
環境大臣が
各大臣等に
必要な要請
(法第9条)

国及び独立行政法人等【法による義務付け対象】

国：各府省庁（地方支分部局を含む）、
国会、各裁判所等

独立行政法人等（法第2条第3項）：

◇独立行政法人、特殊法人

➡独立行政法人・特殊法人のうち、資本金または運営費について国の関与が深い法人であって、政令で定めるもの

◇国立大学法人、大学共同利用機関法人、
日本司法支援センター

➡それぞれの設立根拠法令において、独立行政法人とみなす規定を置き、国の機関と同様の義務を課している

（国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第2条第3項の法人を定める政令）

地方公共団体等

- 責務 (法第4条)**
- 省エネ努力（エネルギーの合理的かつ適切な使用等）
 - ➡ 消費者（需要家）の取組による使用量の削減
 - 環境配慮契約の推進（供給面）
 - ➡ 供給サイドへの働きかけ

環境配慮契約の推進（法第11条）

- **環境配慮契約の推進に関する方針の作成**（第1項）
 - ➡ 契約方針は、グリーン購入法に基づく年度ごとの調達方針や基本方針に含めることが可能（かつ合理的）
- 契約方針には、環境配慮契約の種類について定める（第2項）
 - ➡ 法律上で記載が求められる事項は、取り組む**契約の種類**のみ（電力・自動車・船舶・ESCO・建築・産業廃棄物等）
- 契約方針に基づく必要な措置（第3項）
- 環境配慮契約の締結実績の概要を取りまとめ、公表（第4項）

地方公共団体等：**地方公共団体及び地方独立行政法人**

グリーン購入法と環境配慮契約法の比較

項目	グリーン購入法	環境配慮契約法
性格	製品・サービスの環境性能を規律	契約類型ごとに総合評価落札方式、プロポーザル方式など推奨する入札・契約方式等を規定
趣旨	一定水準の環境性能を満たす製品・サービスの調達	価格等を含め総合的に評価して最善の環境性能を有する物品・サービスの調達
対象品目・契約	紙類、文具類、オフィス家具等、画像機器等、電子計算機等、自動車等、設備、災害備蓄用品、公共工事、役務など 21分野275品目 （平成30年2月）	電力の購入、自動車の購入及び賃貸借、船舶の調達、ESCO事業、建築設計、産業廃棄物処理の 6つ の契約類型
対象機関	<ul style="list-style-type: none"> 各府省庁、独立行政法人、国立大学法人等が義務対象機関 地方公共団体等は各々で基本方針を作成 	同左
内容など	<ul style="list-style-type: none"> 環境物品等の判断の基準等を閣議決定 対象機関が調達方針を作成し、環境物品等を調達 対象機関が調達実績を公表 	<ul style="list-style-type: none"> 契約類型の基本的事項等を閣議決定 基本方針に従い、環境配慮契約を実施 対象機関が契約実績を公表

環境配慮契約によるCO₂削減効果【電力の例】

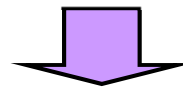
国及び独立行政法人等が実施した電気の供給を受ける契約において**環境配慮契約を実施した場合と実施しなかった場合**の平均の二酸化炭素排出係数から試算（平成28年度）

環境配慮契約を実施した場合と実施しなかった場合の平均排出係数（平成28年度）

供給区域	北海道電力 供給区域	東北電力 供給区域	東京電力 供給区域	中部電力 供給区域	北陸電力 供給区域	関西電力 供給区域	中国電力 供給区域	四国電力 供給区域	九州電力 供給区域
環境配慮契約 を実施	0.529	0.480	0.469	0.419	0.611	0.433	0.601	0.584	0.453
環境配慮契約 を未実施	0.536	0.536	0.489	0.482	0.615	0.475	0.695	0.635	0.520

単位：kg-CO₂/kWh

沖縄電力を除くすべての一般電気事業者供給区域において環境配慮契約を実施した場合の平均排出係数が実施しなかった場合に比べ低い（**より排出係数の低い電気事業者と契約を締結**）



環境配慮契約の実施により約20万トンのCO₂の削減効果

Ⅱ. 平成29年度における基本方針 及び解説資料の改定内容

1. 電気の供給を受ける契約

平成30年2月の基本方針の改定①

入札方法の検討に当たっての安定供給の確保の考え方

■ 最終保障供給及びユニバーサルサービス

平成19年の法施行当時、安定供給の確保のために十分配慮するとしていた最終保障供給及びユニバーサルサービスについて、現在、国等が使用する電力量の大部分を占める高圧及び特別高圧においては、みなし小売電気事業者ではなく一般送配電事業者にその義務が課されている。

※低圧電力については、当面の間（少なくとも2020年（平成32年）3月末までの間）は、引き続きみなし小売電気事業者がその義務を負う

- 低圧電力における義務の履行により排出係数が悪化する可能性は残っており、引き続き一定の考慮が必要
- 入札方法の検討に当たっての安定供給の確保の記載については、現状を踏まえ、基本方針から当該文言を削除するとともに、解説資料に考慮すべき内容を記載することが適当

平成30年2月の基本方針の改定②

基本方針

- ▶ 裾切り方式による具体的な入札方法の検討に当たっては、**公正な競争を確保するとともに、**当分の間、適切な地域ごとに検討するものとし、当該地域における電気の供給状況及び小売電気事業者の温室効果ガス等の排出の程度を示す係数を参考とするものとする。~~また、その際は安定供給の確保のための取組との調和を確保するとともに、公正な競争を確保するものとする。~~

解説資料

- ▶ **低圧電力において、みなし小売電気事業者はユニバーサルサービスが義務付けられており、**排出係数の悪化があり得ると想定されるため、低圧電力を対象とした裾切り基準の設定を検討する際は、当該地域において電気の供給を行う**みなし小売電気事業者を含む複数の小売電気事業者の二酸化炭素排出係数等を参考**とする。

電気の供給を受ける契約【基本方針】①(p.3)

- 電気の供給を受ける契約に当たっては、温室効果ガス等の排出の程度を示す係数が低い小売電気事業者と契約するよう努めるものとする。
- 電気の供給を受ける契約のうち、入札に付する契約については、当分の間、入札に参加する者に必要な資格として、温室効果ガス等の排出の程度を示す係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況（再生可能エネルギーの導入状況、未利用エネルギーの活用状況）並びに電源構成及び温室効果ガス等の排出の程度を示す係数の開示の状況等を定めた上で、当該入札に係る申込みをした者のうち、上記資格を満足する者の中から当該申込みに係る価格に基づき落札者を決定する方式（以下「裾切り方式」という。）によるものとする。
- 裾切り方式による具体的な入札方法の検討に当たっては、公正な競争を確保するとともに、当分の間、適切な地域ごとに検討するものとし、当該地域における電気の供給状況及び小売電気事業者の温室効果ガス等の排出の程度を示す係数を参考とするものとする。

電気の供給を受ける契約【基本方針】②

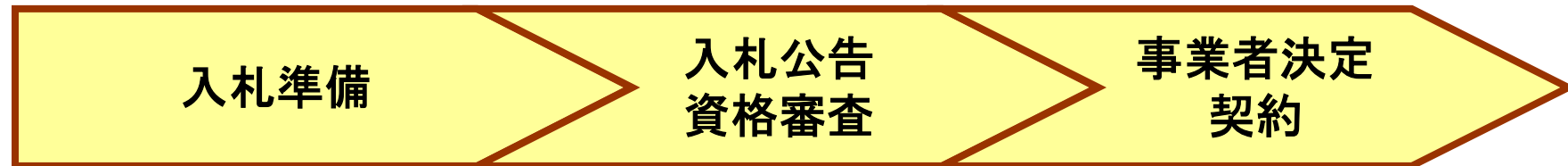
- 電気の供給を受ける契約に当たっては、仕様書等に示された契約期間中の契約電力、予定使用電力量等を確実に安定的に供給できると見込まれる小売電気事業者と契約することとする。
- 国及び独立行政法人等はエネルギーの合理的かつ適切な使用等に努めるとともに、電気の供給を受ける契約の実施に当たっては、中小企業者が不当に不利にならないようにする等公正な競争の確保に留意するとともに、他の国等の契約に関する施策及びエネルギー政策基本法第12条第1項に規定するエネルギー基本計画に基づく施策その他の国等の温室効果ガス等の排出の削減等に関係のある施策との調和を確保するものとする。

電気の供給を受ける契約【基本的考え方】(p.17)

- 温室効果ガスの排出の程度を示す係数（**二酸化炭素排出係数**）の**低い**小売電気事業者との契約に努める
- 電源構成等の情報を開示している小売電気事業者の二酸化炭素排出係数、環境負荷低減に関する取組状況により評価する「**裾切り方式**」を採用
- 原則**複数の**小売電気事業者の**参入**が可能な裾切り基準を設定（結果的に一者入札となる場合もある）
 - **裾切り方式**は当該地域において電気の供給が可能な小売電気事業者が**3者以上**存在する場合実施（p.27）
- 当分の間、**適切な地域**ごとに裾切りを設定
- 事業者間の**競争を不当に阻害しない**ことに配慮
- 裾切り基準は**毎年度見直し**を検討
 - 排出係数等の裾切り項目は年度ごと変動するため毎年度見直しを検討する必要

電気の供給を受ける契約【最低価格落札方式】

契約手続の流れと環境配慮のタイミング



■ 裾切り要件の設定

- 仕様書の作成
- 予定価格の作成
- 入札条件に必要な事項の調整

■ 入札公告 ■ 入札参加資格の審査

- 入札
- 開札
- 契約

電源構成等を開示している小売電気事業者の二酸化炭素排出係数及び環境負荷低減に関する取組を評価し、一定の点数以下の入札参加を制限

入札参加資格を定め裾切り

価格競争

電気の供給を受ける契約【裾切り方式】(p.17)

裾切り方式

電源構成及び二酸化炭素排出係数を開示しており、前年度の下記の要素に関する実績を点数制で評価し、70点以上の小売電気事業者に入札参加資格を付与

① 二酸化炭素排出係数（70点程度）

② 未利用エネルギーの活用状況（10点程度）

③ 再生可能エネルギーの導入状況（20点程度）

+

④ グリーン電力証書の譲渡予定量（10点程度）

⑤ 省エネルギー・節電に関する情報提供（5点程度）

電源構成及び二酸化炭素排出係数の開示

- 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示していることを入札参加資格の付与のための要件
 - ▶ 最新の経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（平成28年1月制定、平成29年6月最終改定）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施※していること
 - ※ 新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成の情報を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす（脚注9）

再生可能エネルギーの導入状況の評価

グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度により認証されたグリーンエネルギー、J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量については、**「再生可能エネルギーの導入状況」として評価**する

再生可能エネルギーの導入状況（％）

$$= \frac{\text{前年度の再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）【①+②+③+④】 kWh}}{\text{前年度の供給電力量（需要端） kWh}} \times 100$$

- ① 前年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端（kWh））
- ② 前年度他者より購入した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端（kWh））（ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量は除く。）
- ③ **グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量（kWh）**
- ④ **J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh）**

※ ③及び④は、前年度に小売電気事業者の調整後二酸化炭素排出量の算定に用いたものに限る

※ 非化石価値取引市場から調達したFIT電気については制度の詳細が決定した段階で検討する

電気の供給を受ける契約【区分・配点例】(p.19)

要素	区分	配点
① 前年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：t-CO ₂ /kWh）	0.400 未満	70
	0.400 以上	65
	0.425 未満	60
	0.425 以上	55
	0.450 未満	50
	0.450 以上	45
	0.475 未満	40
	0.475 以上	35
	0.500 未満	30
	0.500 以上	25
② 前年度の未利用エネルギー活用状況	0.625 以上	20
	0.675 %以上	10
	0 %超 0.675 %未満 活用していない	5 0
③ 前年度の再生可能エネルギー導入状況	5.0 %以上	20
	3.0 %以上 5.0 %未満	15
	1.5 %以上 3.0 %未満	10
	0.0 %超 1.5 %未満	5
	導入していない	0
④ グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量（予定使用電力量の割合）	5.0 %	10
	2.5 %	5
	活用していない	0
⑤ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

②で20点、③で10点を得た場合
裾切り基準を①～③で満たすために
必要な排出係数は0.550未満

さらに④で10点、⑤で5点を得た場合
0.625未満の排出係数で参入可能

裾切りの配点例

【参考】一般送配電事業者の供給区域別 小売電気事業者参入状況（1/2）

（平成29年12月現在）

単位：kg-CO₂/kWh

供給区域	北海道電力 供給区域	東北電力 供給区域	東京電力 供給区域	中部電力 供給区域	北陸電力 供給区域	関西電力 供給区域	中国電力 供給区域	四国電力 供給区域	九州電力 供給区域	平成28年度 調整後 排出係数
一般送配電事業者	北海道電力	東北電力	東京電力 [※]	中部電力	北陸電力	関西電力	中国電力	四国電力	九州電力	
平成28年度調整後排出係数	0.640	0.548	0.474	0.480	0.624	0.493	0.694	0.529	0.483	
(株)エネット	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.441
(株)F-Power	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.467
丸紅新電力株式会社	○	○	○	○		○	○		○	0.485
JXTGエネルギー株式会社		○	○	○		○				0.459
オリックス(株)		○	○	○		○	○			0.595
日本テクノ(株)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.447
サミットエナジー(株)	○	○	○	○		○	○		○	0.569
伊藤忠エネクス(株)	○	○	○	○		○	○	○	○	0.567
ミツウロコグリーンエネルギー(株)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.556
エネサーブ(株)		○	○	○		○	○		○	0.500
王子・伊藤忠エネクス電力販売株式会社	○	○	○			○	○	○	○	0.563
昭和シェル石油(株)		○	○	○		○	○		○	0.459
(株)グローバルエンジニアリング	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.522
アーバンエナジー株式会社	○	○	○	○		○	○		○	0.458
(株)洗陽電機		○	○	○		○	○	○	○	0.605
株式会社シナジアパワー			○							0.444
(株)新出光			○	○		○	○		○	0.459
中央電力エナジー(株)		○	○	○		○	○	○	○	0.504
株式会社Looop	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.505
リコージャパン株式会社	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.359
株式会社アイ・グリッド・ソリューションズ			○	○		○				0.552
鈴与商事(株)			○	○						0.500
株式会社アシストワンエナジー	○	○	○	○	○	○				0.396
株式会社サニックス		○	○	○		○	○		○	0.551
(株)イーセル			○				○	○		0.592
株式会社東急パワーサプライ			○							0.601
北海道ガス株式会社	○									0.753
アンフィニ株式会社		○	○	○		○	○			0.483
株式会社みらい電力		○	○	○		○			○	0.521
テス・エンジニアリング株式会社	○			○		○				0.496
ワタミファーム&エナジー株式会社	○	○	○	○		○	○		○	0.540
日立造船株式会社		○	○	○		○	○	○	○	0.085

【参考】一般送配電事業者の供給区域別 小売電気事業者参入状況（2/2）

（平成29年12月現在）

単位：kg-CO₂/kWh

供給区域	北海道電力 供給区域	東北電力 供給区域	東京電力 供給区域	中部電力 供給区域	北陸電力 供給区域	関西電力 供給区域	中国電力 供給区域	四国電力 供給区域	九州電力 供給区域	平成28年度 調整後 排出係数
一般送配電事業者	北海道電力	東北電力	東京電力 [※]	中部電力	北陸電力	関西電力	中国電力	四国電力	九州電力	
平成28年度調整後排出係数	0.640	0.548	0.474	0.480	0.624	0.493	0.694	0.529	0.483	
株式会社フソウ・エナジー	○	○	○			○		○		0.531
MCリテールエナジー(株)			○							0.516
東京エコサービス株式会社			○							0.117
SBパワー株式会社	○	○	○	○		○	○	○	○	0.601
日産トレーディング株式会社			○							0.455
東京ガス株式会社			○							0.386
大阪瓦斯株式会社			○	○		○				0.385
株式会社ジェイコムウエスト						○				0.643
株式会社ジェイコムイースト		○	○							0.636
株式会社ミツウロコ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.500
北海道電力株式会社	—		○							0.640
東京電力エナジーパートナー株式会社			—	○		○				0.474
中部電力株式会社				○						0.480
北陸電力株式会社			○		—					0.624

※「東京電力」は東京電力パワーグリッド（送配電事業者）、東京電力エナジーパートナー（小売電気事業者）

注1：平成28年度の調整後排出係数は、環境大臣・経済産業大臣が公表した電気事業者別排出係数による。

注2：一般送配電事業者の供給区域の「○」印は当該区域への参入を表す。

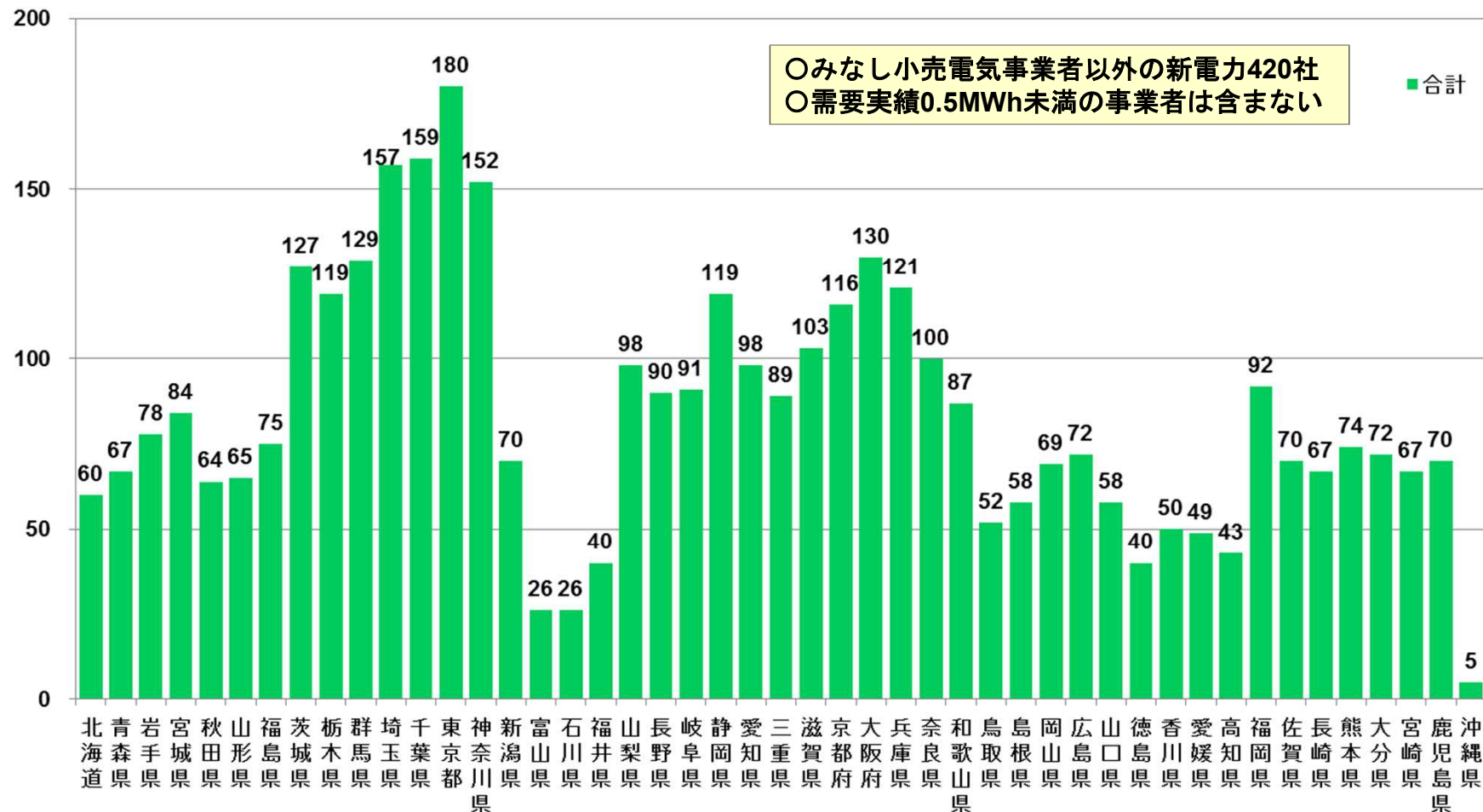
注3：参入状況に○印がついていても、直ちに当該地域における需要家からの供給の要請に応えられることを保証するものではない。

注4：最新の小売電気事業者の登録状況は[経済産業省資源エネルギー庁のホームページ（登録小売電気事業者一覧）](#)を参照のこと。

都道府県別小売電気事業者参入状況【平成29年9月】

○ 新電力420社のうち、需要実績のある事業者は**特別高圧区分が71社、高圧区分が257社、低圧区分が258社、全区分では334社**

(事業者)

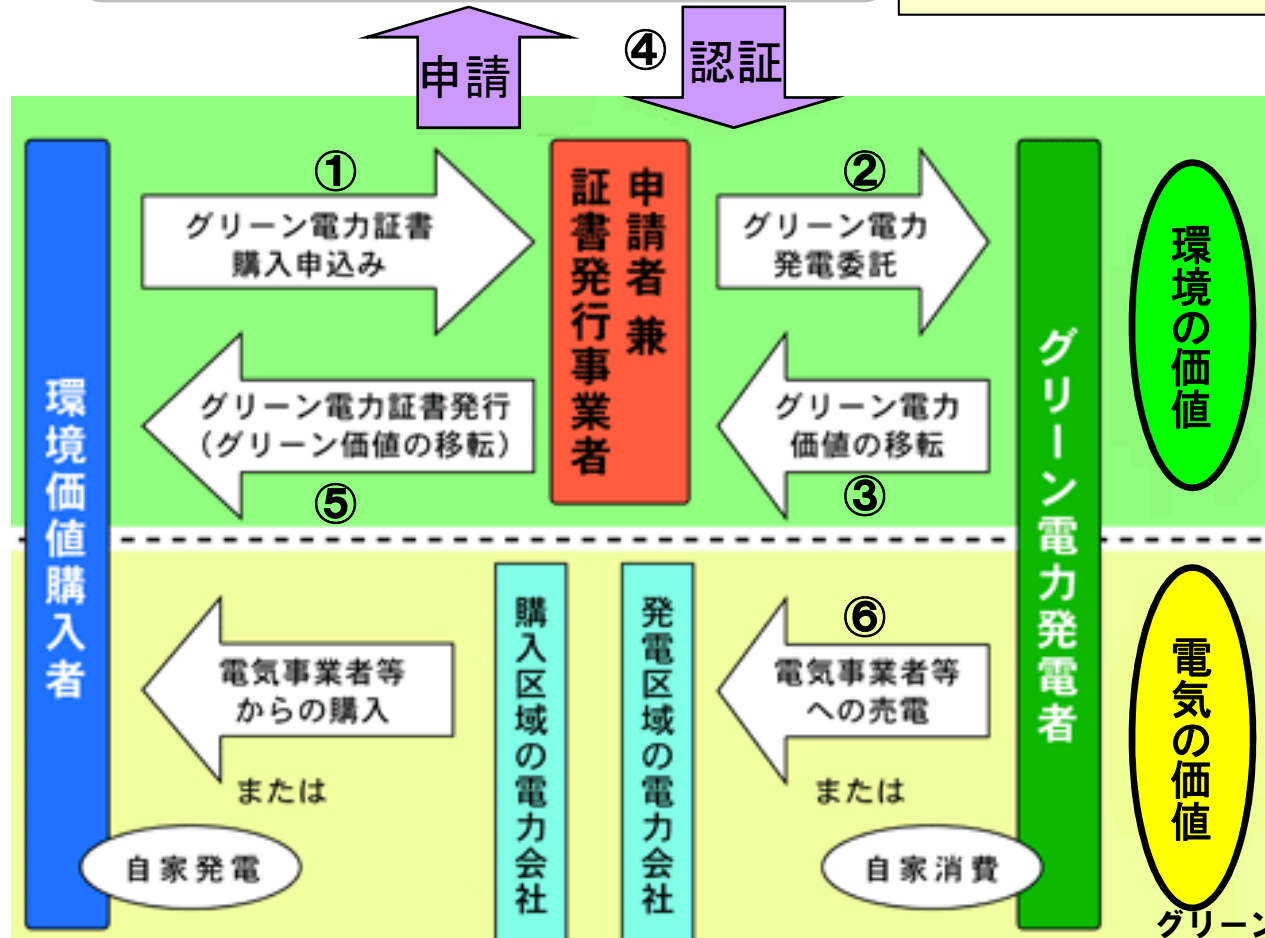


【参考】グリーン電力証書とは

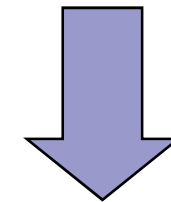


風力、太陽光、バイオマス等の再生可能エネルギーの「**グリーン電力価値**」を証明したものの

グリーンエネルギー認証センター



電気のエネルギーとしての価値に加えて・・・
「**グリーン電力価値**」



化石燃料の使用削減
地球温暖化の防止

グリーン電力証書の譲渡の仕組み(p.24)

グリーン電力証書の調達者への譲渡量を評価する方式

- 裾切り方式にて①～③の3つの評価点が裾切りの基準を下回る事業者に対してのみ、④グリーン電力証書の譲渡を**加点項目として評価**

注 グリーンエネルギーCO₂削減相当量として調整後二酸化炭素排出量の算定に用いたものを除く

【譲渡されたグリーン電力証書の活用】

- グリーン電力証書に記載された電力量はCO₂を排出しない電気を利用したとみなすことができ、調達者の温室効果ガス排出削減量として活用可能



電気の供給を受ける契約【需要家への情報提供】(p.25)

需要家への情報提供の評価

- 需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組を**加点項目として評価**

【需要家への情報提供の例】

- 電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化）
- 需要逼迫時における節電依頼メール
- ホームページにおける使用電力量の推移等の照会サービス
- 設定した使用電力量を超過した場合の通知サービス

※ 本評価項目は入札実施者の適切な判断を前提に、オプション（加点項目）ではなく必須項目に加えることも可能

低圧受電施設等における環境配慮契約①(p.29)

■ 低圧受電施設等における環境配慮契約の運用

(1) 環境配慮契約を実施する場合

- ▶ 「入札に付する場合」は、原則として低圧受電施設等についても環境配慮契約を実施する
 - ▶ 一定の電力調達規模に達しない場合（少額随契の対象等）は、周辺の複数の低圧受電施設等の契約期間の調整を行い、一括発注を検討の上、環境配慮契約の実施に努める
 - 原則として一般送配電事業者の供給区域内の低圧受電施設（従量電灯及び低圧電力）のみをまとめること【**同一地域・同一メニュー**】
 - 複数の施設の契約時期の調整を行い同一契約期間とすること。また、原則として契約期間は1年※とすること【**同一期間**】
 - 電力使用実績及び予定使用電力量を提示すること
- ※ より低炭素な小売電気事業者の参入もあり得るため、契約期間は原則1年とし、毎年度裾切りの見直し・再評価を行うことが適当

低圧受電施設等における環境配慮契約②

■ 低圧受電施設等における環境配慮契約の運用

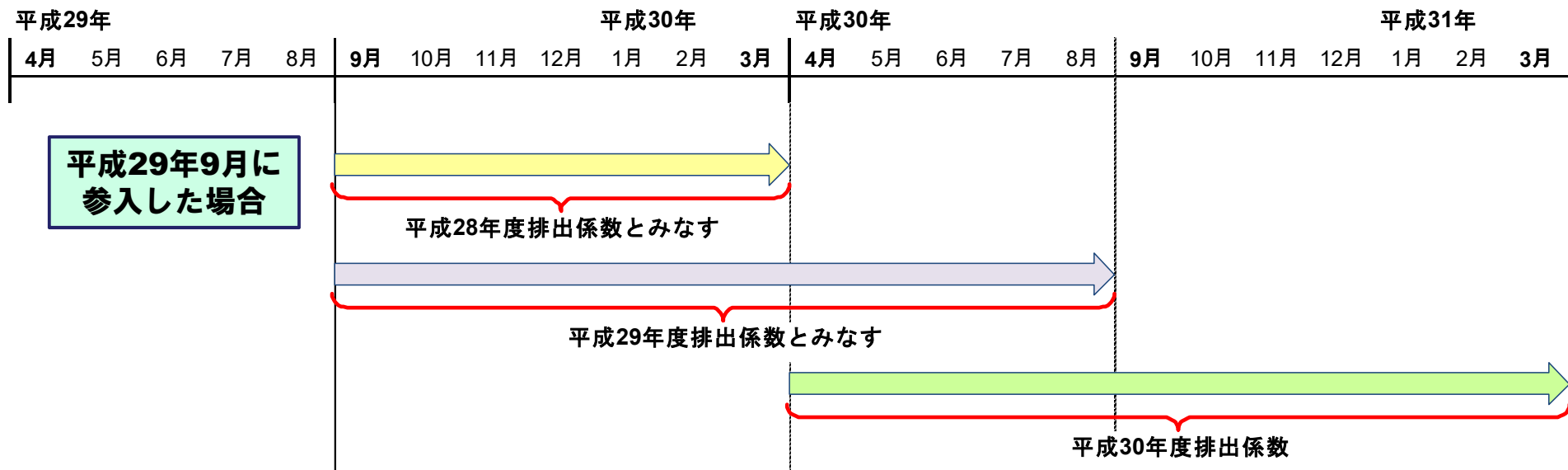
(2) 入札に付さない場合

- ▶ 随意契約等の「入札に付さない場合」は環境配慮契約の実施は求められていない
 - ▶ 温室効果ガス排出削減の観点から、より二酸化炭素排出係数の低い電力の調達が重要
 - 電力供給可能な小売電気事業者のうち、適切に電源構成等を開示し、二酸化炭素排出係数の低い事業者や再生可能エネルギーの導入割合の高い事業者等を選定して見積を徴する※ことにより、より低炭素な電力の調達を増やす対応が重要
 - 見積を徴する場合は、小売電気事業者の示す料金メニューを活用することも、手続の簡素化等の観点から現実的な対応
- ※ 随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積を徴さなければならないとされている【予算決算及び会計令第99条の6】（脚注23）

新規参入者の排出係数の算出について

新規参入の電気事業者の排出係数の算出【平成29年9月参入例】

- 参入月（平成29年9月）から平成30年3月までの数値を平成28（前）年度の排出係数とみなす。当該排出係数は平成30年7月頃公表
- 参入月から12ヵ月間の数値を平成29年度の排出係数とみなす。当該排出係数は12月頃公表
- 平成30年度の排出係数は既参入者の算出方法と同様



新規参入小売電気事業者の評価について

■ 新規参入又は参入予定の小売電気事業者の評価

- ① 適切に電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示※していること

※ 新規参入の小売電気事業者で電源構成の情報を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することで、適切に開示したものとみなす【再掲】

- ② 新規参入（又は参入予定）の小売電気事業者の評価及び参入の可否は、**最終的に発注者の判断**による。電力の販売実績がある場合は、販売した電力に係る排出係数等の評価項目の提出を求め評価
- ③ 他者から調達した（又は調達予定の）電気については、電源構成等に基づき算定した排出係数等の評価項目の提出を求め評価
- ④ 実績の算定が困難な場合は代替値（平成28年度実績代替値0.512kg-CO₂/kWh）の使用も検討

【参考】平成30年度における検討事項等

平成30年度における電気の供給を受ける契約に関する主な検討事項（予定）は、以下のとおり。

- メニュー別排出係数の取扱いについて
 - 平成30年度において小売電気事業者のメニュー別電気の販売状況（電源構成、メニュー内容、メニュー別排出係数及び残差により作成した排出係数、料金等）、国及び独立行政法人等の調達実態等を踏まえ、「メニュー別排出係数」の環境配慮契約における具体的な取扱いについて検討を実施
- 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギーに関する評価等について
 - 非化石価値取引市場から調達したFIT電気の評価、非FIT非化石電気の評価に関する検討を実施

2. 自動車の購入及び賃貸借に係る契約

自動車の購入等に係る契約【基本的考え方】(p.33)

基本的考え方

- **グリーン購入法の基準**を満足することが前提条件
(特定調達品目に該当する場合)
- **環境性能（燃費）と価格の両面**から評価
(**総合評価落札方式**の採用)
- 要求性能は**行政目的等が達成**できるよう適切に設定
- 具体的要件は**使用状況（走行距離実績など）を勘案**し調達者において設定

自動車の購入等に係る契約【対象となる車種等】

2-2 対象となる車種の考え方

(1) 総合評価落札方式の対象車種 (p.33)

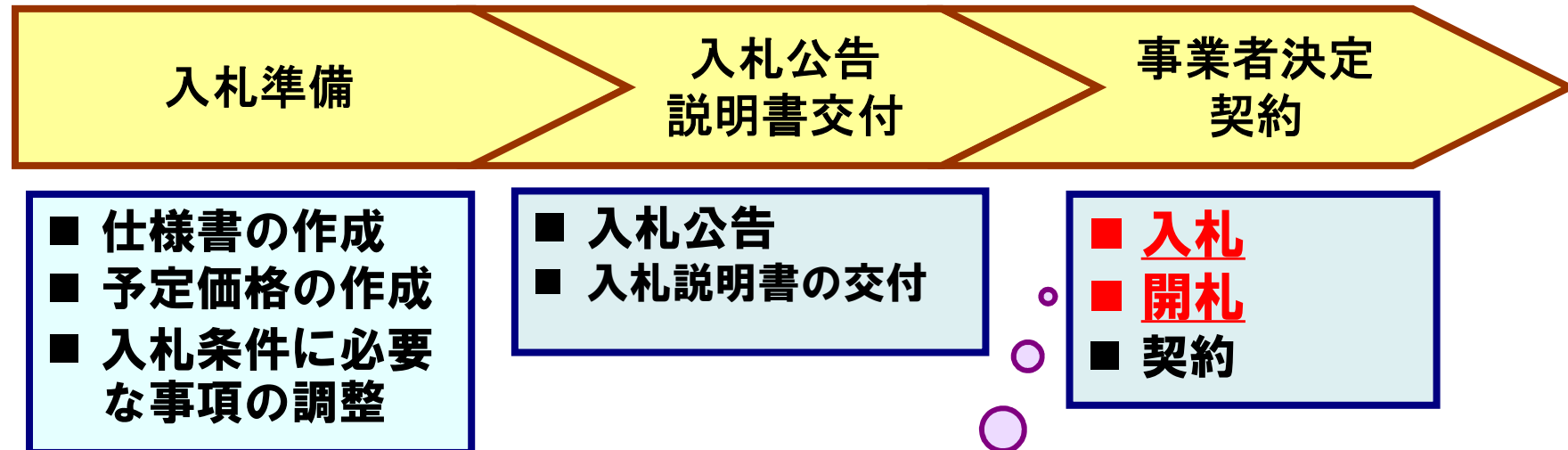
- 何らかの基準により燃費が公表されているもの
- 原則として、動力性能が高いハイブリッド車は、ガソリン車と同一に扱い、排気量は1~2クラス上と同等に扱う

(2) 行政目的に応じた調達 (p.34)

- 環境性能に優れた新たな自動車の普及促進、新技術の実証実験の支援等の行政目的を持つ場合は、目的に対応した条件を設定した調達が可能（例：首長の車をプラグインハイブリッド車指定により調達）
- ガソリン自動車及びディーゼル自動車については、発熱量換算燃費値により、同一の燃料基準に係る車両重量区分として比較可能。ただし、目的・用途等に応じ燃料種ごとの入札条件の設定、調達の実施を妨げない

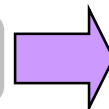
自動車の購入等に係る契約【総合評価落札方式】

契約手続の流れと環境配慮のタイミング



**価格と燃費を総合的に評価し、
もっとも評価値の高い者と契約を行う**

最低限の要求水準で裾切り



価格と燃費で総合的に評価

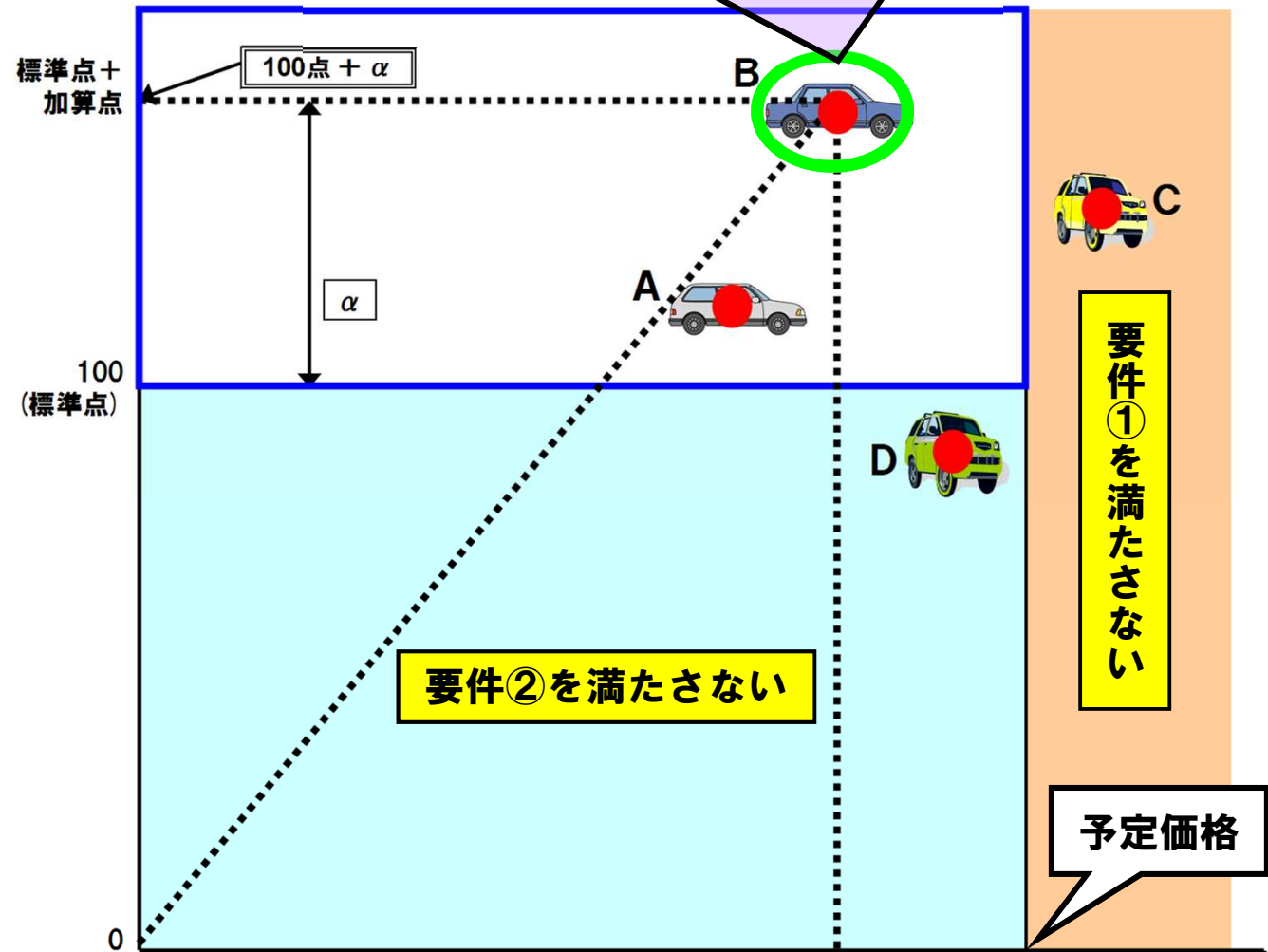
自動車の購入等に係る契約【総合評価落札方式】(p.35)

要求要件

- ① **入札価格が予定価格の範囲内**であること
- ② 評価項目に関する**最低限の基準**を満たしていること

- ◇自動車に求める仕様を満足
- ◇グリーン購入法の判断の基準を満足

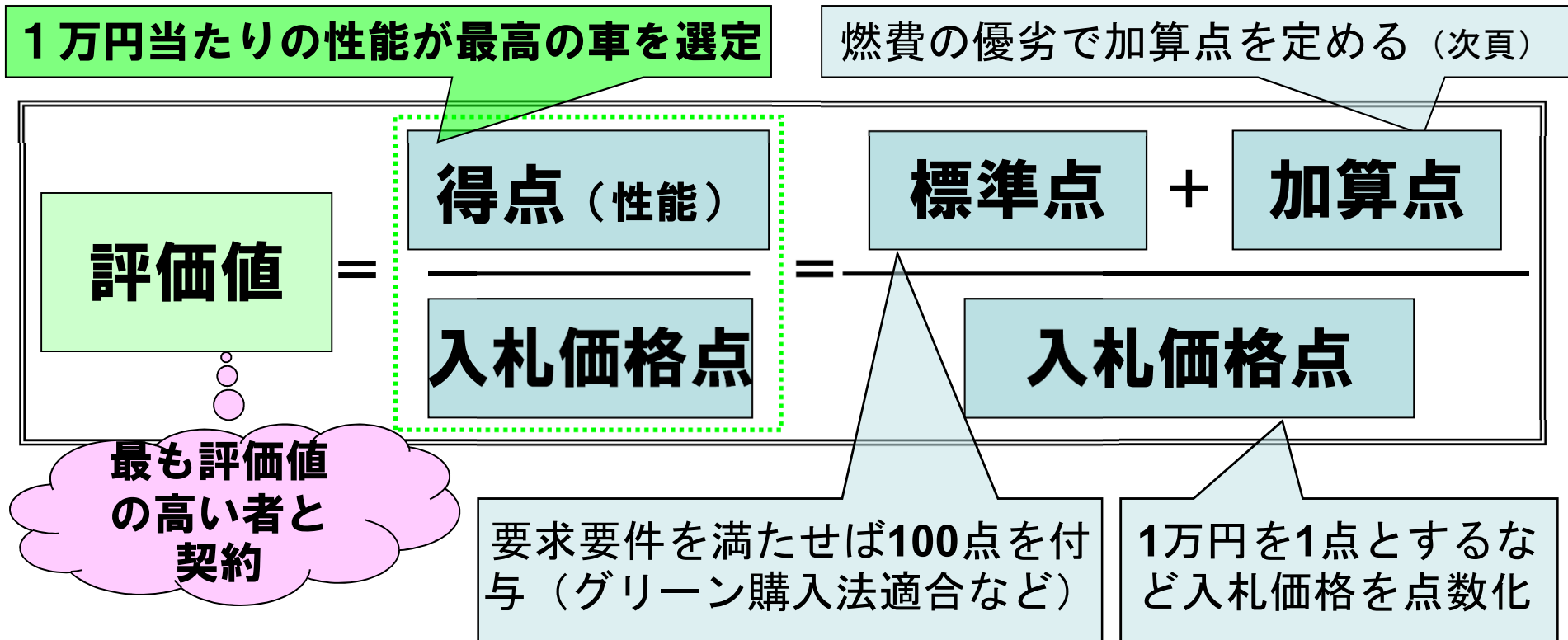
もっとも費用対効果の高い者
=傾きの大きいものと契約



自動車の購入等に係る契約【評価算定式】(p.34他)

総合評価落札方式の算定式

(式1・2)



総合評価落札方式の算定式

$$\text{加算点} = \text{加算点の満点} \times \frac{\text{提案車の燃費} - \text{燃費基準値}}{\text{燃費目標値} - \text{燃費基準値}} \quad (\text{式4})$$

$$\text{燃費基準値} = \text{グリーン購入法における車両重量区分ごとの燃費基準値} \\ (\text{グリーン購入法の特定調達品目に該当する場合})$$

2,000ccクラスのセダンの場合 : 20.3km/ℓ (JC08モード燃費)

1,300ccクラスの2BOXの場合 : 23.4km/ℓ (JC08モード燃費)

$$\text{燃費目標値} = \text{対象クラスにおけるもっとも燃費効率が良い自動車の燃費}$$

2,000ccクラスのセダンの場合 : 40.8km/ℓ (JC08モード燃費)

1,300ccクラスの2BOXの場合 : 32.0km/ℓ (JC08モード燃費)

$$\text{加算点の満点} = \left(\frac{\text{燃費目標値}}{\text{燃費基準値}} - 1 \right) \times 50$$

燃費基準値に対する燃費目標値の改善割合に応じて設定
(加算点の満点は50点を上限)

自動車の購入に係る契約【2,000ccセダンの例】(p.36)

2000cc
クラス
セダンの
場合

$$\text{加算点} = \text{加算点の満点} \times \frac{\text{提案車の燃費} - \text{燃費基準値}}{\text{燃費目標値} - \text{燃費基準値}}$$

$$50 \text{ (点)} = 50 \text{ (点)} \times \frac{40.8 \text{ (km/ℓ)} - 20.3 \text{ (km/ℓ)}}{40.8 \text{ (km/ℓ)} - 20.3 \text{ (km/ℓ)}} \quad \text{【A車の場合】}$$

$$\text{評価値} = \frac{\text{標準点} + \text{加算点}}{\text{価格点}}$$

$$0.725 = \frac{100 + 50 \text{ (点)}}{207 \text{ (点)}}$$

車両重量
1,196kg以上
1,311kg未満

燃費基準値の20.3km/ℓに対して
101%の燃費向上のため
加算点は50点上限 (50 × 1.01)
20%向上の場合は10点 (50 × 0.2)

車名	燃費 (km/ℓ)	価格点 (1点/万円)	得点	評価値	順位
A	40.8	207	150.0	0.725	1
B	20.3	177	100.0	0.5650	4
C	21.5	182	102.9	0.5654	3
D	28.2	198	119.3	0.603	2
E	21.0	181	101.7	0.562	5

最低価格

自動車の賃貸借に係る契約【評価値算定例】(p.47)

賃貸借の場合の評価の考え方

- 購入の評価方式と同様の総合評価落札方式を適用
- 賃貸借の契約期間（供用期間）の長短に応じて加算点の満点を変更
 - ➡ 購入で供用期間7年間で加算点の満点を50点に設定した場合、賃貸借の契約期間に応じて満点を変更
 - ➡ 3年の場合3/7、5年の場合5/7を乗ずる
- 評価に当たって環境性能がほとんど寄与しない場合は、必ずしも総合評価落札方式を適用しない
 - 例 契約期間が3年未満であって、かつ仕様を満たす車種間の燃費の差が小さく、加算点の満点が低い場合

注：概ね1年に満たない短期間の賃貸借（いわゆる「レンタカー」を含む。）及び再リース契約については環境配慮契約の締結実績として集計は不要

自動車の購入等に係る契約【その他留意点】

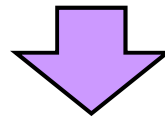
2-4 燃費基準を満たした車両が存在しない場合等 (p.52)

- 行政事務の遂行に当たり、グリーン購入法に定める燃費基準を満たし、目的に合致する適当な車種がない場合
- 貨物車、重量車等の一部の車種において燃費基準を満たす車両が存在しない場合 等
 - ➡ グリーン購入法の判断の基準によらず調達可能
 - ➡ 発注者において具体的な発注要件を設定し、価格面だけでなく燃費性能においても競争性の確保に留意した上で、総合評価落札方式の適否を判断
 - ➡ 総合評価落札方式を実施する場合は、仕様書等に示した最低限の燃費値を燃費基準値として設定し、評価

自動車の購入等に係る契約【その他留意点】

2-5 燃費試験法及び表示方法の移行 (p.52)

- 省エネ法に基づく乗用車等の燃費試験方法は平成28年10月から従来のJC08モードに加え、WLTCモードによる実施が可能
- 平成30年10月からWLTCモードに切り替わるとともに、カタログ等の燃費表示も切替（平成29年7月から適用）
 - ➔ 省エネ法の目標年度の平成32（2020）年度における燃費目標値はJC08モードで設定
 - ➔ 目標年度まではJC08モードとWLTCモードが併存



燃費試験方法及び燃費移行期間における対応方針

自動車の購入等に係る契約【その他留意点】

燃費試験方法及び燃費移行期間における対応方針

移行期間において乗用車等の環境配慮契約を実施する場合の原則は以下のとおり。

1. 評価する全ての自動車がWLTCモードによる燃費表示を行っている場合（**JC08モードによる燃費表示**をともに行っている場合を含む。）であって、かつ、比較する全ての自動車のWLTC燃費値が当該自動車の車両重量区分の「燃費基準値」を満たす場合は、WLTC燃費値により評価するものとする
2. 上記1以外の場合は、**JC08燃費値を優先**するものとする（**WLTC燃費値のみ表示している車両に限ってWLTC燃費値により評価**）

【参考】WLTCモードによる燃費表示

現在の表示(JC08モード)

JC08モード <カタログイメージ>

燃料消費率※1(国土交通省審査値)

21.4km/L

※1 燃料消費率は定められた試験条件での値です。お客様の使用環境(気象、渋滞等)や運転方法(急発進、エアコン使用等)に応じて燃料消費率は異なります。

導入後(WLTCモード)

WLTCモード※2 <カタログイメージ>

燃料消費率※1(国土交通省審査値)

20.4km/L

市街地モード※2 : 15.2km/L
郊外モード※2 : 21.4km/L
高速道路モード※2 : 23.2km/L

※1 燃料消費率は定められた試験条件での値です。お客様の使用環境(気象、渋滞等)や運転方法(急発進、エアコン使用等)に応じて燃料消費率は異なります。
※2 WLTCモード: 市街地、郊外、高速道路の各走行モードを平均的な使用時間配分で構成した国際的な走行モード。
市街地モード: 信号や渋滞等の影響を受ける比較的低速な走行を想定。
郊外モード: 信号や渋滞等の影響をあまり受けない走行を想定。
高速道路モード: 高速道路等での走行を想定。

<諸元表イメージ>

型式	ABC-DEFG
...	...
燃料消費率※1(国土交通省審査値) JC08モード km/L	21.4

<諸元表イメージ>

型式	ABC-DEFG	
...	...	
燃料消費率※1(国土交通省審査値) WLTCモード km/L	20.4	20.4
市街地モード(WLTC-L)※2 km/L	15.2	15.2
郊外モード(WLTC-M)※2 km/L	21.4	21.4
高速道路モード(WLTC-H)※2 km/L	23.2	23.2

資料：総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会省エネルギー小委員会自動車判断基準ワーキンググループ・交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会自動車燃費基準小委員会合同会議とりまとめ(燃費表示方法)

【参考】燃費基準値・燃費目標値設定の考え方

1. グリーン購入法の特定調達品目に該当する場合で、複数の重量区分にまたがる仕様により調達する場合
 - ➡ 当該車両（提案された自動車）の重量区分に対応する数値を分子の燃費基準値に、もっとも燃費改善割合の優れた重量区分に対応する数値を分母の燃費基準値及び燃費目標値に、それぞれ使用する
2. グリーン購入法の燃費基準がない場合（大型特殊自動車、小型特殊自動車及び二輪自動車）
 - ➡ 仕様を満たす自動車として市場に存在する自動車のうち、最も燃費の劣る自動車の燃費値又は仕様書等に示した最低限の燃費値を燃費基準値として、最も燃費の優れた自動車の数値を燃費目標値としてそれぞれ使用する

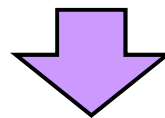
【参考】 予定価格の作成に係る考え方

1. 一般に環境性能が高いほど車両価格も高くなるため、予定価格の定め方によっては、環境性能が高い自動車に係る入札価格が予定価格を上回る場合も懸念される
2. 環境性能が高い自動車が、予定価格を上回るという理由から落札されないのは、環境配慮契約法の制度趣旨に反する
 - ➡ 自動車の調達において総合評価落札方式を行う場合の予定価格は、仕様を満たす自動車のうち、最も環境性能が高い自動車の市場価格（交換購入契約を行う場合には国等が引き渡す車両との差額）を予定価格とするのが適当

【参考】学識経験者の意見聴取【総合評価落札方式】

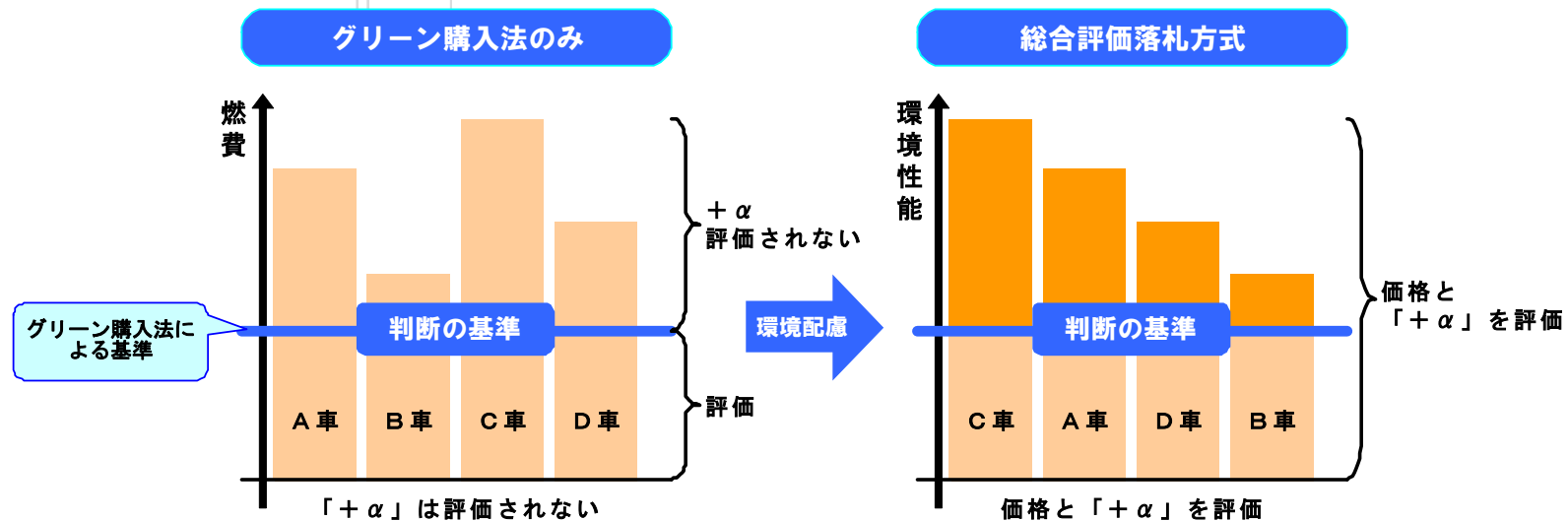
＜**地方公共団体**が総合評価落札方式を導入する場合、
学識経験者の意見を聴く必要がある＞

- 総合評価競争入札を行おうとする場合
 - 落札者決定基準を定めようとする場合（場合により、総合評価競争入札において落札者を決定しようとする場合）
- ➡ あらかじめ、学識経験者2人以上の意見を聴く義務
（**地方自治法施行令第167条の10の2第4項等**）

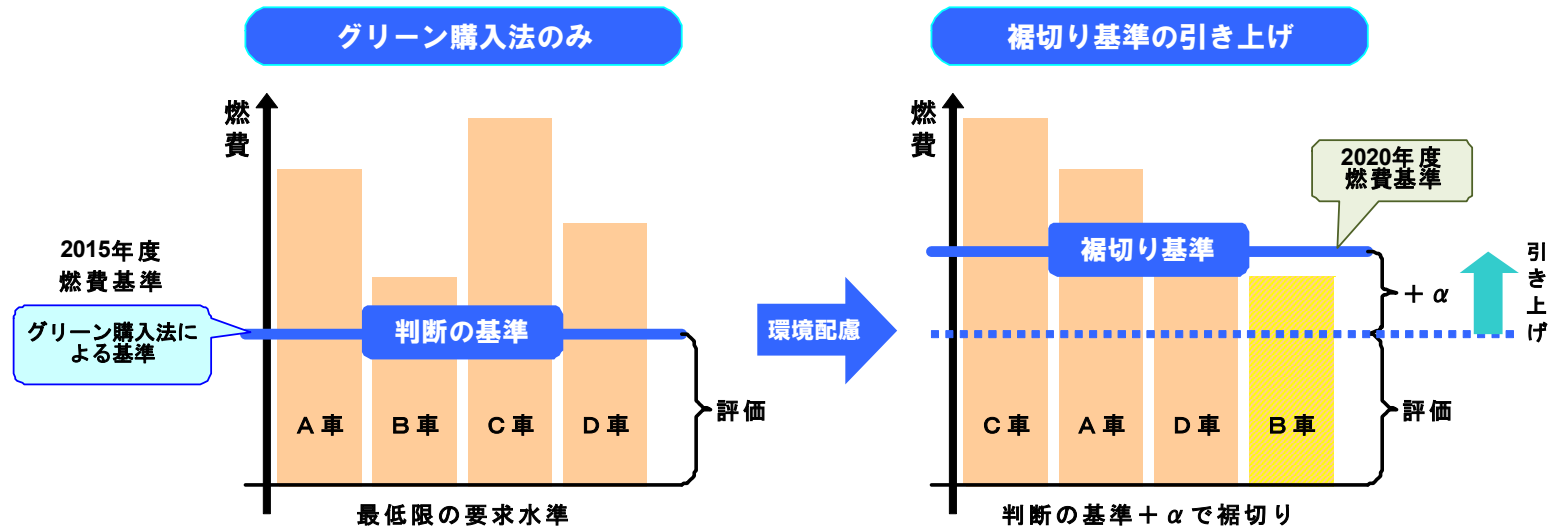


総合評価落札方式に限らない段階的な環境配慮

【参考】環境配慮の段階的推進【簡素化・簡略化方式】



通常環境配慮契約（総合評価落札方式）による調達



総合評価落札方式によらない簡素化・簡略化した調達（裾切り基準の引き上げ等）

Ⅲ . 基本方針・解説資料のポイント

(既存の内容について、問い合わせの多い箇所や実務に当たっての留意点を中心に)

環境配慮契約法基本方針：

国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針

(平成19年12月7日閣議決定 平成30年2月9日変更閣議決定)

※基本方針・解説資料の主な部分のみスライドとして抜粋

詳細は、基本方針・解説資料全文を参照

※関連情報を掲載した環境省ホームページも参照

http://www.env.go.jp/policy/ga/bp_mat.html

1. 船舶の調達に係る契約

船舶の調達に係る契約【基本的考え方】(p.63)

基本的考え方

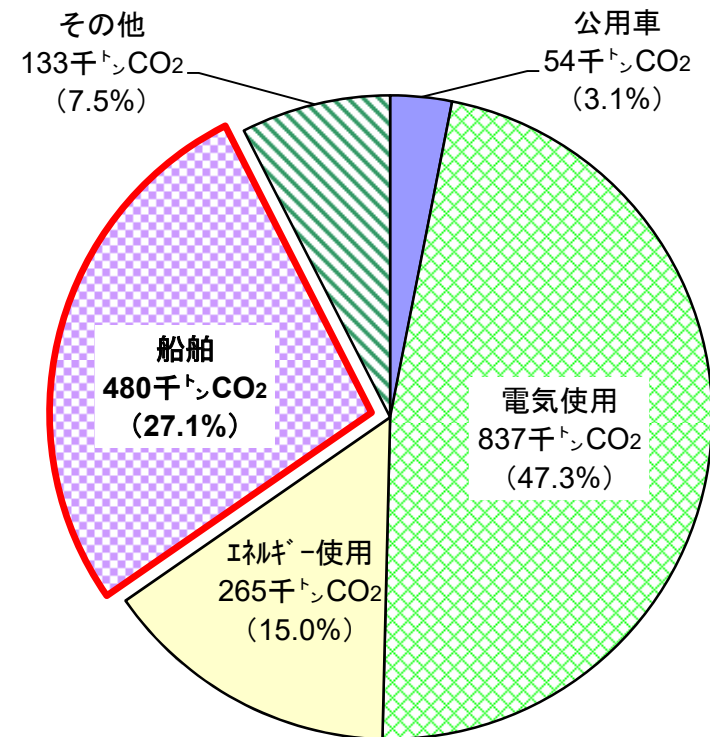
- 船舶の設計を発注する場合は、当該船舶に求められる要件に加え、**環境配慮に関しても調達者の要求を満たした船舶設計が期待される設計事業者を選定**
- **推進機関の燃料消費率等**が小型船舶の調達に当たっての要件（推進機関のみの調達を含む）
- 要求性能は**行政目的等が達成**できるよう適切に設定

環境配慮契約の適用が困難な場合にあっては、可能な限り基本方針の基本的な考え方に基づき、環境配慮契約の実現に向けた検討をすることが適切

船舶の調達に係る契約【背景と意義】(p.62)

環境配慮契約の必要性と意義

- IMO（国際海事機関）において国際海運の温室効果ガス排出削減対策として技術的手法の船舶の燃費規制強化及び燃費報告制度の導入、経済的手法の導入を検討中
- 船舶分野においても、一層の省エネルギーに向けた取組が進展
- 船舶由来の温室効果ガス排出量は政府全体の排出量の27.1%（平成25年度）
- 船舶は長期に渡って使用されることから、環境配慮契約による長期的な温室効果ガス排出削減が期待



平成25年度政府実行計画
フォローアップ結果より

船舶の調達に係る契約【船舶設計の環境配慮】(p.64)

調達者が基本設計を行う場合

建造計画・基本設計の立案



仕様書の策定



官報公示・仕様書提示



建造に係る契約
(一般競争入札)を締結



落札業者による詳細設計の
立案・建造の開始

要求項目を規定

船型を仮定して配置検討

容積の計算

諸数値の決定

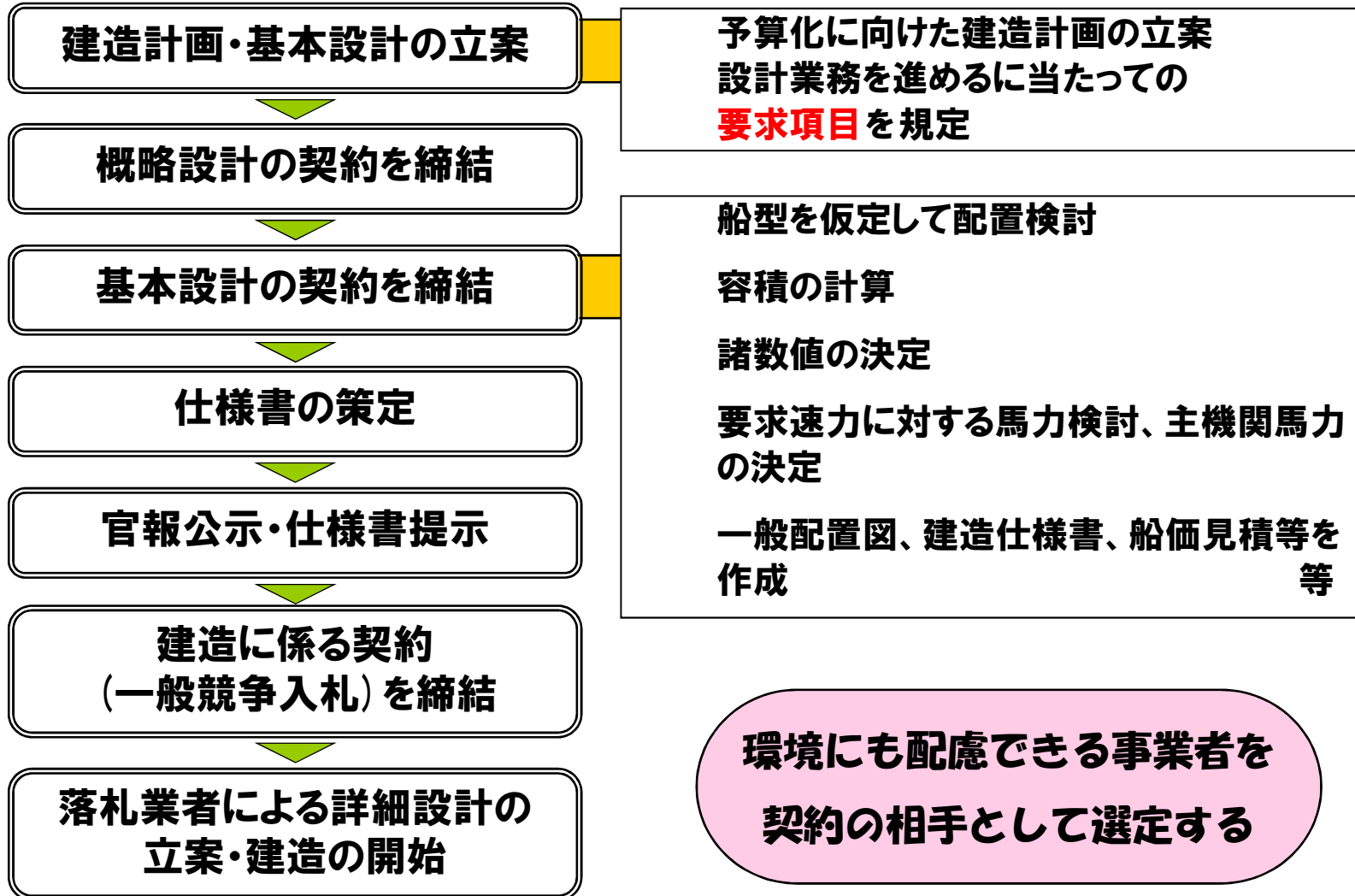
要求速力に対する馬力検討、主機関馬力の決定

一般配置図、建造仕様書、船価見積等
を作成 等

調達者が温室効果ガス等の削減に
配慮することが重要

船舶の調達に係る契約【船舶設計の環境配慮】(p.65)

概略設計・基本設計を事業者が発注する場合



船舶の調達に係る契約【環境配慮型船舶プロポーザル方式】(p.66)

環境配慮型船舶プロポーザル方式

- 船舶の設計発注に当たり、温室効果ガス等の排出削減に配慮する内容をテーマとした技術提案を求め、総合的にもっとも優れた者を特定するプロポーザル方式

適用範囲

- 船舶の調達に当たり概略設計又は基本設計に関する業務を発注する場合は、**原則として、環境配慮型船舶プロポーザル方式を採用**（建築設計の環境配慮型プロポーザル方式の趣旨）
- 当該船舶の用途に照らし温室効果ガス等の排出の削減以外の項目が特に優先される船舶、温室効果ガス等の削減について設計上の工夫の余地がほとんどない場合については適用除外

船舶の調達に係る契約【環境配慮型船舶プロポーザル方式】(p.66)

環境配慮型船舶プロポーザル方式の実施

- 当該船舶の要求事項から設定される技術提案項目のうち、必ず 1つ以上の項目に、温室効果ガス等の排出削減に関する内容を盛り込む（プロポーザル方式での配慮事項）

【提案内容の評価例】

- 温室効果ガス等の排出削減について、的確性（与条件との整合等）・独創性（工学的知見に基づく独創的提案等）・実現性（理論的裏付け、説得性等）を考慮して総合的に評価
- 省エネ船型であることを評価
- エネルギー使用合理化事業者支援事業の省エネ評価基準を満足している技術提案である場合に評価

船舶の調達に係る契約【環境配慮型船舶プロポーザル方式】(p.71)

環境配慮型船舶プロポーザル方式の実例

4. 企画提案書記載項目

- (1) 法人の概要等について
- (2) 担当技術職員について
- (3) 企画提案を求める技術的課題について

①計画している××船の概要について

計画船は以下の概要を想定しているが、この可能性及びイメージ。

- ・ 総トン数：約〇〇トン
- ・ 船体材質：鋼

…

②船内騒音振動及び水中雑音を低減させる方策について

…

③維持管理費の低減及び省エネ型の××船とすることについて

- ・ 建造費用に関すること
- ・ 維持管理費(人件費、燃油等運航経費、修繕費等)に関すること

④その他、××船建造にあたって配慮すべき事項

…

船舶の調達に係る契約【小型船舶の調達】(p.68)

推進機関の要件

- 船舶の燃費は推進機関を含め総合的に評価すべき
- 小型船舶においては、推進機関単体の燃料消費率の影響が大きい
 - ➡ 調達に当たって要求水準に燃料消費率等を含める必要

対象とする小型船舶

- 総トン数20トン未満（船舶安全法関連法令）

燃料消費率等

- 船舶の推進機関は窒素酸化物削減対策が先行
- CO₂削減とNO_x削減はトレードオフ
 - ➡ 推進機関の燃料消費率に加え、NO_x等の排出量の基準が必要

船舶の調達に係る契約【小型船舶の調達】(p.68)

燃料消費率等の基準の設定

- 統一した水準がないことから、例えば以下の基準を参考に調達者が設定

機関	燃料消費率	排出ガス
ディーゼル機関	漁船用環境高度二次対応機関認定基準（燃料消費率、排煙濃度）	海洋汚染防止法 （出力130kW以上）
ガソリン機関	環境保全型ガソリン船外機関型式認定基準（燃料消費率、排出ガス）	環境保全型ガソリン船外機関型式認定基準（燃料消費率、排出ガス） マリンエンジン排ガス低減自主規制

船舶の調達に係る契約【小型船舶の調達】(p.69)

燃料消費率等の基準の設定（例）

例：ガソリン機関で定格出力が60kW超80kW以下の推進機関を調達する場合

当該船舶の推進機関は、以下の要件を全て満足するものとする

- ガソリン機関であること
- 定格出力が60kWを超え、80kW以下であること
- 定格出力時燃料消費率が380g/kWh以下であること
- 排出ガス（炭化水素及び窒素酸化物の合計）が以下の式により算出した値以下であること（単位：g/kWh）

$$0.2 \times (151 + 557 / P^{0.9}) + 4.80 \quad (P : \text{定格出力 (kW)})$$

2. 省エネルギー改修事業 (ESCO事業) に係る契約

ESCO事業に係る契約【背景と意義】

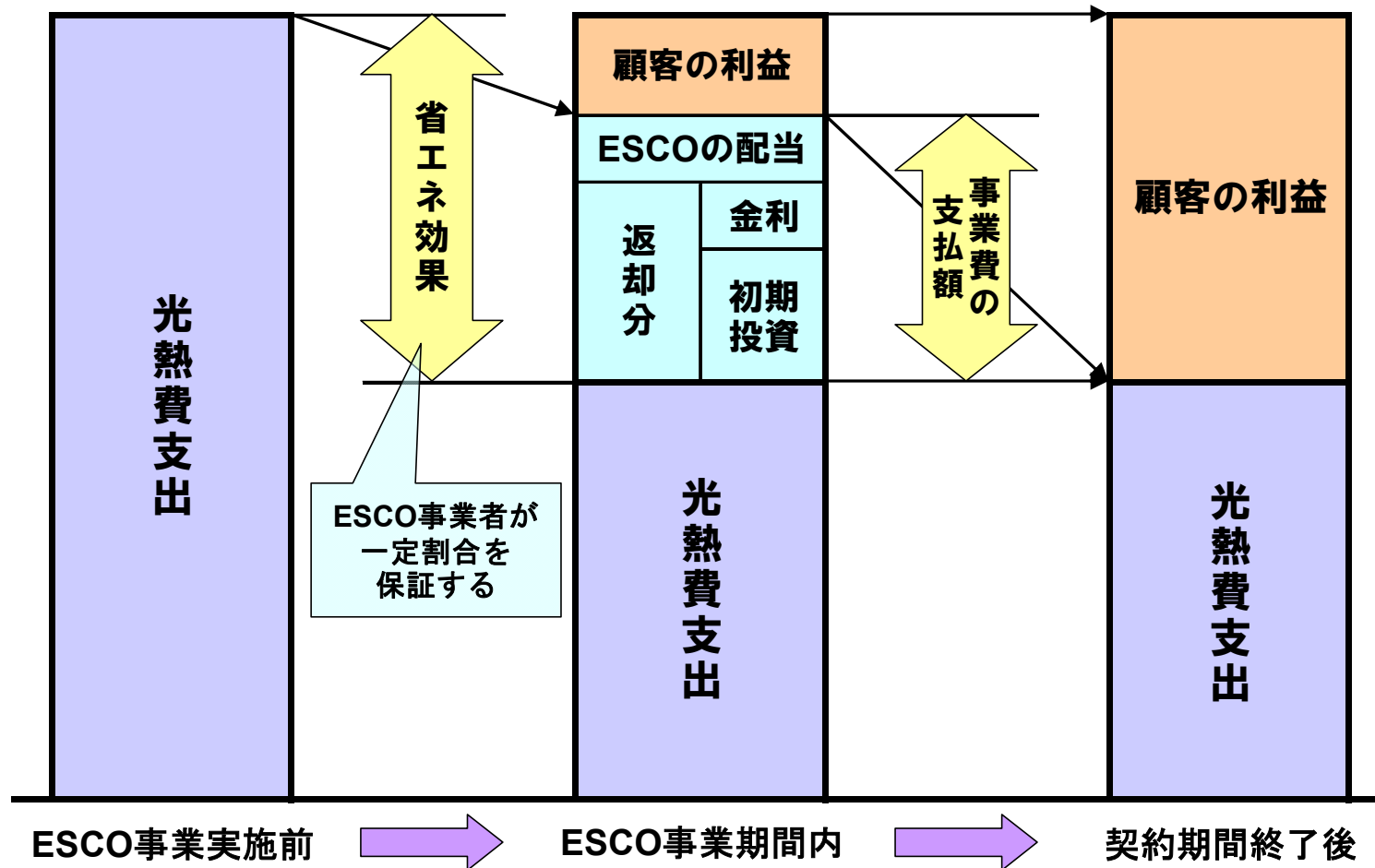
1-1 省エネルギー改修事業の必要性と意義 (p.73)

◇省エネルギー改修事業（ESCO事業）

- 事業者が、省エネルギーを目的として、庁舎の供用に伴う電気、燃料等に係る費用について当該庁舎の構造、設備等の改修に係る設計、施工、維持保全等に要する費用の額以上の額の削減を保証して、当該設計等を包括的に行う事業（法第5条第2項第3号による定義）
- ESCO事業は、施設管理者が光熱水費等として予定している支出を通常より減らせる省エネルギー推進方法として注目
- 環境配慮契約法第7条の規定により、国のESCO事業の契約に当たっては、10箇年度以内の債務負担が可能

ESCO事業に係る契約

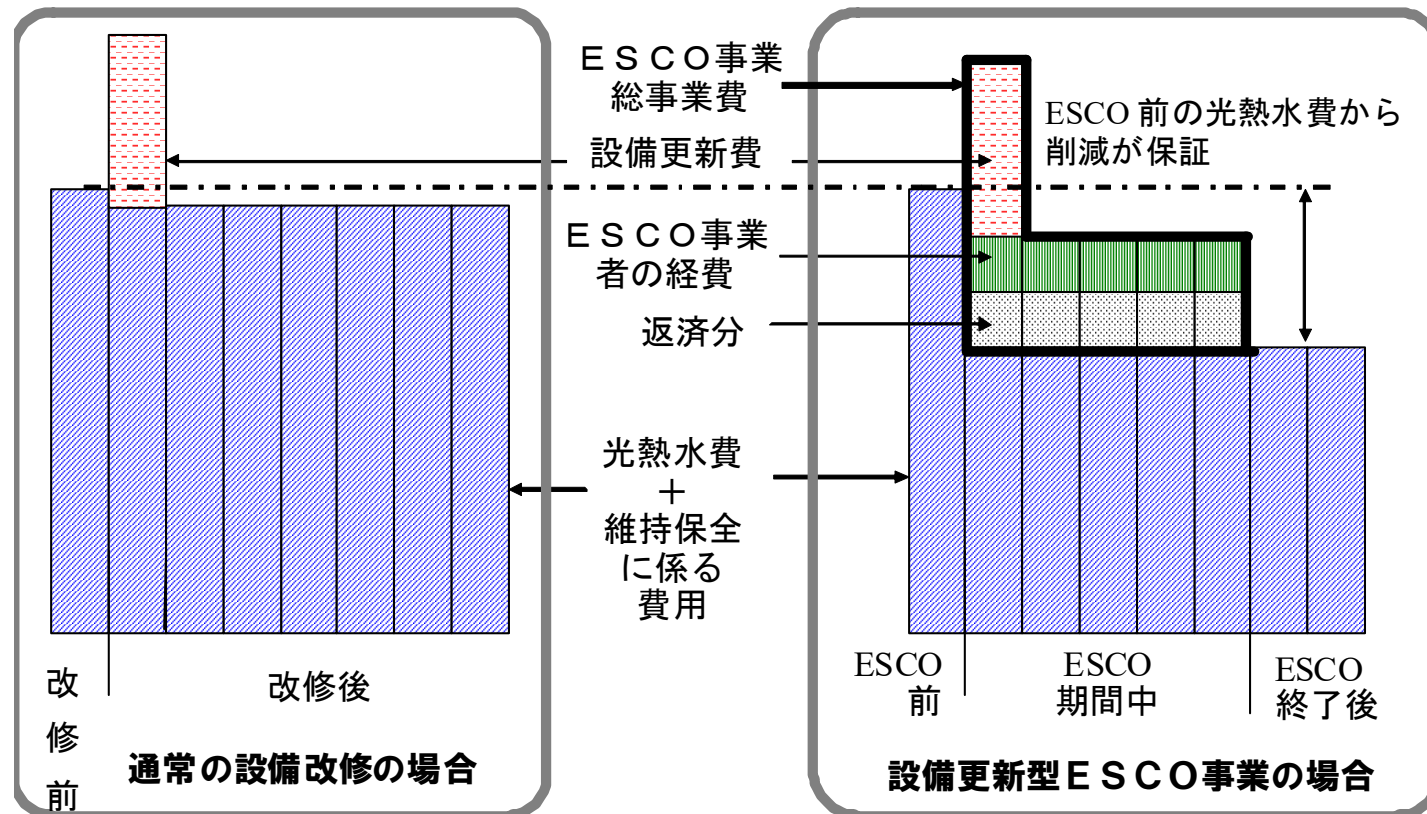
ESCO事業のイメージ (p.74)



ESCO事業に係る契約【背景と意義】

設備更新型ESCO事業の活用 (p.74他)

● 設備更新型ESCO事業の効果的な活用

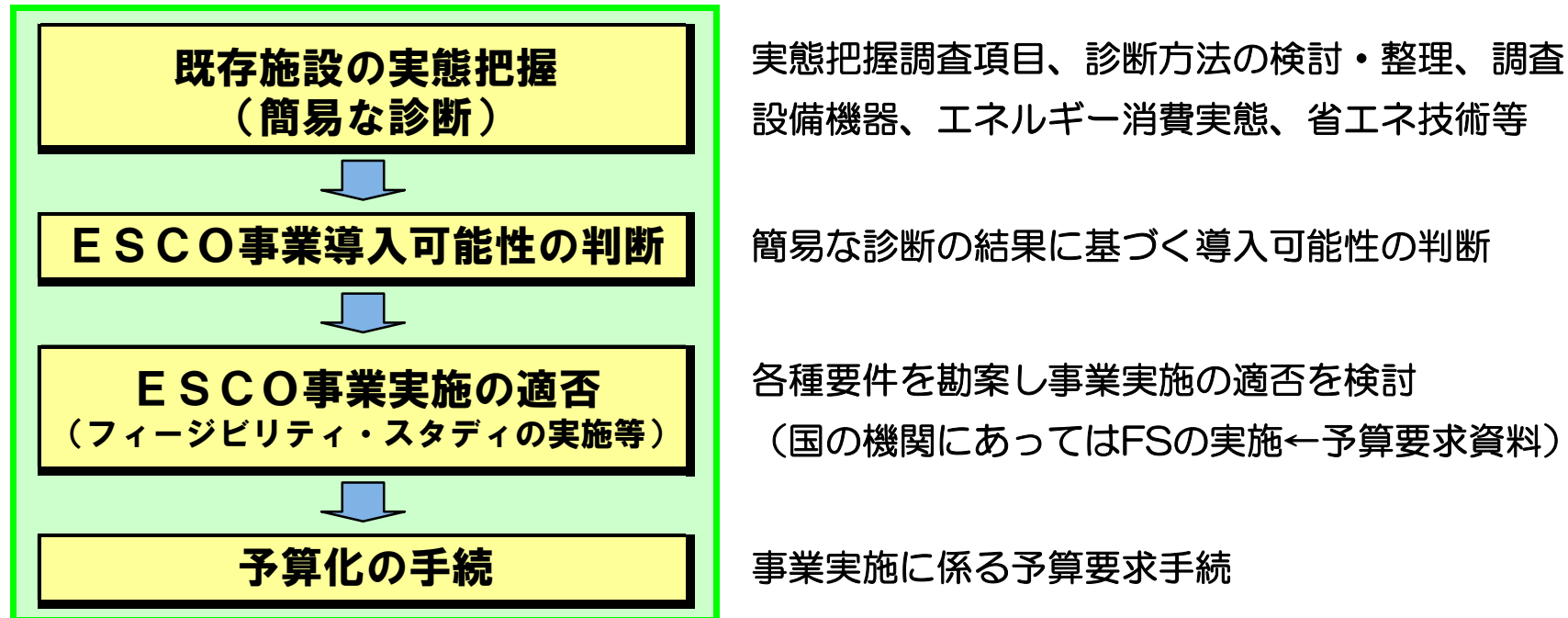


老朽化等により更新を必要としている設備機器がある場合、当該設備の更新を通常のESCO事業に含めて発注する事業

ESCO事業に係る契約【導入計画】

2-1 ESCO事業の導入フロー（計画段階）(p.77)

➤ 計画段階において事業全体の詳細な検討が重要



- ESCO事業は長期にわたることから長期的視点に立った当該施設の運用計画
- 周辺の他の公的施設全体の中で当該施設を適切に供用する計画（長期供用計画）の立案が必要

ESCO事業に係る契約【導入計画】

2-2 既存施設の実態把握 (p.77)

● 調査項目

- 建物概要、設備概要、施設運用状況、エネルギー・水消費量、設備運転状況、改修履歴、改修計画予定

● 簡易な診断方法

- 設計図書又は完成図に基づく、設備機器の設置状況や過去の改修履歴等、対象施設の現状把握
- エネルギー消費実態分析、エネルギー消費傾向把握
- 省エネルギー効果の高い技術のリストアップ
- 省エネルギー技術に関し、設備機器の現状や運用実態などの把握を目的とした現地調査
- 省エネルギー技術ごとのおおよその費用対効果算出
- ➡ グリーン診断を実施した施設は上記項目を調査済み

ESCO事業に係る契約【導入計画】

2-3 ESCO事業導入可能性の判断 (p.78)

- エネルギー多消費施設から優先して導入可能性を検討
 - ➡ 設備機器の更新や改修計画の検討に当たりESCO事業の導入可能性について検討
 - ➡ 導入可能性の判断においてESCO事業の導入効果が低い又は困難であると判断された施設は、一定期間経過後に改めて導入可能性を検討
- 設備更新型ESCO事業の実施可能性の検討
 - ➡ 設備機器の老朽化に伴い通常の設定備改修等を実施する必要がある場合に、設備更新型ESCO事業の実施可能性を検討
- バルク方式の採用可能性の検討
 - ➡ 周辺の複数の施設における設備等の更新時期等の整合性を踏まえ、必要に応じ、一括してESCO事業の発注を行う方式（バルク方式）の採用可能性を検討

ESCO事業に係る契約【導入計画】

2-3 ESCO事業導入可能性の判断 (p.78)

(1) 導入可能性の検討

ESCO事業は光熱水費削減額等により事業費を賄うことから、事業の成立のためには、一定以上のエネルギー削減余地が見込まれることが必要。国の機関は、以下の条件をともに満たす施設を対象に他の改修計画等との整合性を考慮の上、導入可能性を検討

■ 一次エネルギー消費量（換算値）

● 2,000MJ/m²・年以上（従来型ESCO事業の場合）

● 1,500MJ/m²・年以上（設備更新型ESCO事業の場合）

■ 年間光熱水費額

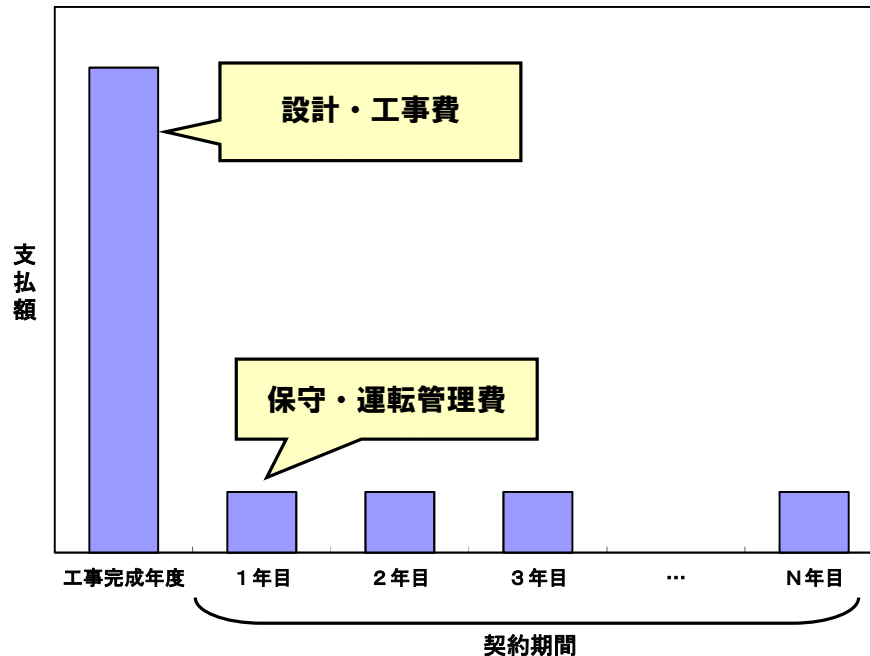
● 5,000万円以上/施設

※ 上記の条件は判断に当たっての目安。主要設備機器の更新時期やエネルギー使用実態等の施設の特性を踏まえ、導入可能性を検討

※ 独立行政法人、国立大学法人等、地方公共団体等においても、施設のエネルギー削減余地について適切に判断し、導入可能性を検討

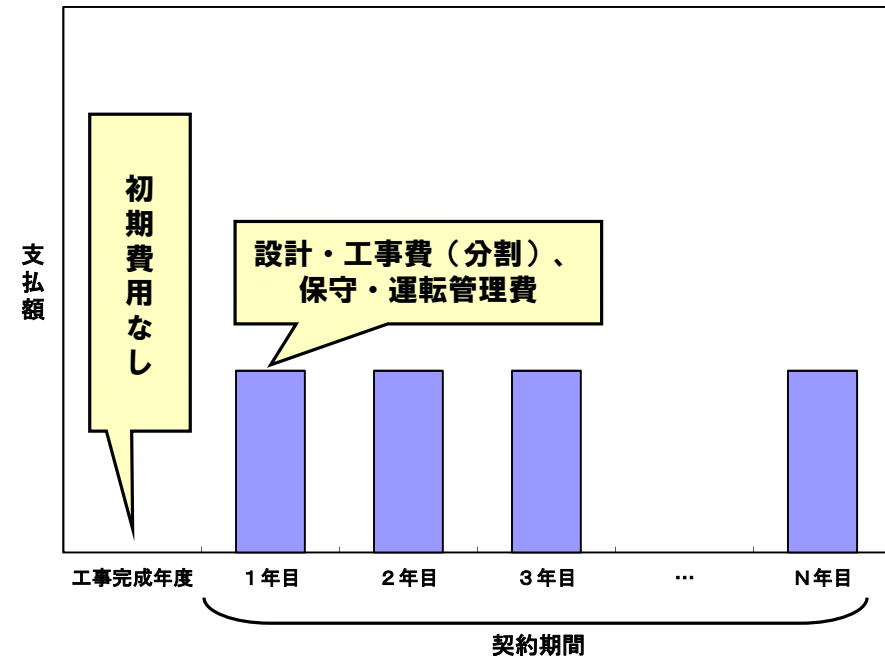
ESCO事業に係る契約【導入時の契約方法】

ギャランティード・セイ빙ス契約



- ・ 初期投資（設計・施工）分は改修工事の完成後に支払われる（ただし、前払い金が設定される場合もある）
- ・ 発注者はESCO事業者と光熱費等の削減保証を行うためのパフォーマンス契約を結ぶ
- ・ 初期投資年度の予算支出が突出する

シェアード・セイ빙ス契約



- ・ ESCO事業者が初期投資を含め必要な資金調達を行い、発注者からの支払いは事業期間に分割で行われる
- ・ 発注者はESCO事業者と光熱費等の削減保証を行うためのパフォーマンス契約を結ぶ
- ・ 契約期間内で予算支出の平準化が可能である

ESCO事業の実施事例（名古屋大学附属図書館）

名古屋大学附属図書館ESCO事業



■事業概要

- ・延床面積：15,577㎡
- ・契約形態：シェアードセイビングス契約
- ・事業期間：15年（2009年4月より開始予定）
- ・省エネルギー率： 10.3%
- ・二酸化炭素削減率： 9.9%
- ・支援策：先導的負荷平準化機器導入普及モデル事業（資源エネルギー庁）

■省エネルギー手法

1. 熱源設備の高効率化	高効率モジュール型空冷ヒートポンプチラーを導入 負荷に応じた台数制御
2. 空調機更新	劣化診断による空調機の更新(2台) ファンモータの高効率化
3. 空調機の外気風量調整	空調機のダンパー調整による外気導入風量の最適化
4. 空調機とファン連動解除	地下書庫エリアの環境改善 デリバントファンと空調機の連動回路の取外し 除湿器の運転見直し

空調機AC-4の内部



ESCO事業の実施事例（名古屋大学医学部附属病院病棟等）

名古屋大学医学部附属病院病棟等ESCO事業

— 国内初の管理運用型ESCO事業によりCO₂を7,090t/年削減 —



■ 施設概要（鶴舞キャンパス全体）

- ・敷地面積： 89,137m²
- ・延床面積： 206,786m²
- ・病床数： 1,035床

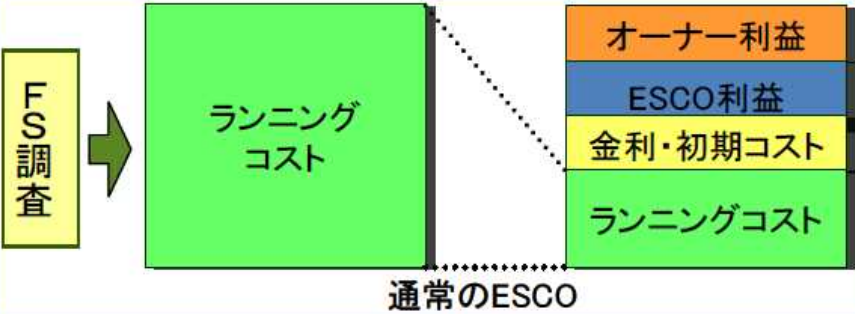
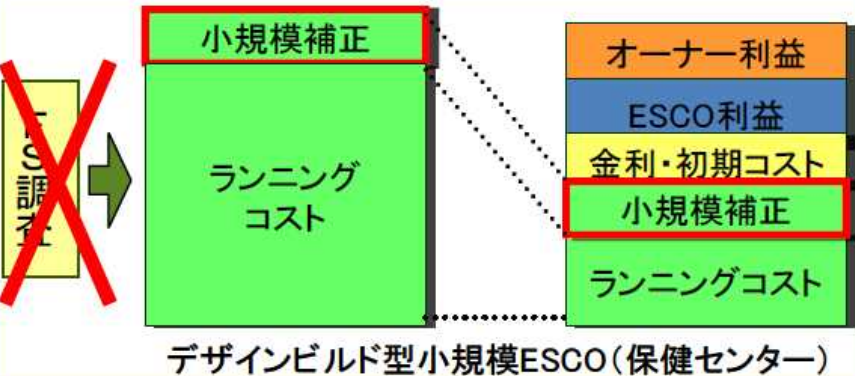
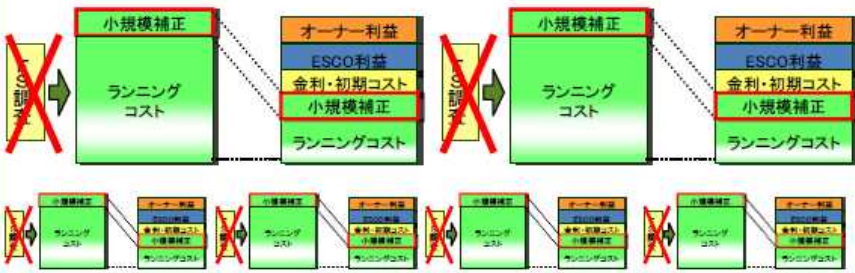
■ 事業概要

- ・契約形態：シェアードセイビングス契約
- ・事業期間：9年（2010年4月より開始）
- ・省エネルギー率： 20.6%
- ・二酸化炭素削減率： 21.0%
- ・支援事業：住宅・建築物省CO₂推進事業（国土交通省）

■ 省エネルギー手法

1. 冷却排熱回収システムの導入	冷却排熱を空調温水・給湯1次加温に利用することで 大気への放熱を0 とし、エネルギー削減を図る。
2. 高効率熱源設備の導入	高効率水冷インバータスクルーチラー、高効率モジュール型空冷ヒートポンプチラーおよび高効率貫流ボイラを導入し、 負荷に応じた台数制御 を行なうことで、エネルギー削減を図る。
3. ポンプ類インバータ制御の導入	冷水・温水1次ポンプおよび2次ポンプをインバータ制御し、 搬送動力を低減 することで、エネルギー削減を図る。
4. 建築的省エネ手法の導入	パッシブリスミング空調 、 自動自然換気窓 および 熱線遮熱フィルム を導入することで、省エネルギーを図る。

ESCO事業の実施事例 (流山市のESCO事業)

 <p>通常のESCO</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・イニシャルコストをかけず設備改修・更新 ・機器所有リスク移転(契約期間内の保守管理不要) ・契約期間内の光熱水費(CO2)削減を保証 (保健センターで▲1,700千円/年)
 <p>デザインビルド型小規模ESCO(保健センター)</p>	<p>通常ESCOのメリットに加え</p> <ul style="list-style-type: none"> ・FS調査のコスト削減(▲1,000千円) ・小規模施設でのESCO実施 (保健センター2,310㎡) ・専門知識が不要 ・期間の短縮化 ・提案者と協議しながらスキーム構築
 <p>デザインビルド型小規模バルクESCO 【コア】市役所、図書・博物館【バルク】5福祉会館</p>	<p>DB型小規模ESCOのメリットに加え</p> <ul style="list-style-type: none"> ・FS調査のコスト削減(▲1,000千円×施設数) ・小規模施設(1,000㎡以下)にも補助金活用 (環境省1/2、NEDO1/3など) ・リスク分散による事業リスク低減 ・工事のバンドリングによる上乗せ額削減 ・手続きの一括化による事務量削減

ESCO導入事例集（平成27年3月）

ESCO事業実施に有効な情報の共有を図る

ESCO 導入事例集

平成 27 年 3 月

環 境 省

第1章 ESCO事業の概要

- ESCO事業とは
- ESCO事業の導入可能性
- 契約方式等

第2章 ESCO事業の導入事例

- 導入事例
- 導入施設の概要
- ESCO事業の概要
- 導入事例（個表）

第3章 ESCO事業の実施例

- 準備段階
- 入札契約手続き
- 設計施工段階
- 運用段階
- 契約終了段階
- ESCO事業の課題

<http://www.env.go.jp/policy/ga/ESCOjireusyu.pdf>

3. 建築物に関する契約

建築物に関する契約【背景と意義】

1-1 建築物に係る契約における環境配慮の必要性と意義 (p.124)

- 建築物は、設計者が発注者の意図を把握し、様々な要求事項のバランスをとり作成した設計図によって単品生産される
- 建築物は何十年の長期に供用されるため、設計段階における環境配慮が不十分な場合、その負の影響も長期にわたる

4-2 建築の設計におけるプロポーザル方式の意義 (p.132)

- 建築物の質や経済性等は設計者によって大きく左右される
- 公共施設は国民共有の財産として質の高さが求められる
- 設計料の多寡ではなく、設計者の技術力等を審査の上、業務に最も適した設計者を選定することが極めて重要

建築物に関する契約【優れた環境配慮設計の推奨】

4-1 環境配慮型プロポーザル方式について

(1) 趣旨 (p.131)



- 建築物に要求される性能は、環境保全性、安全性、機能性、経済性など広範多岐
- 広範多岐な要求性能の中で、環境と高度に調和のとれた設計を行う高い技術力が必要
 - ▶ **温室効果ガス等の排出削減**に関する内容を一つ以上盛り込んだ技術提案を求めることが適切
- 設計の初期段階から意匠・構造・設備等からなる設計チームのバランスが取れた環境配慮に対する提案・検討がなされ、実現されていくことが重要
 - ▶ **建築物の設計においては**、設計者や設計組織の持つ創造力や確かな技術力等の経験の蓄積に基づく専門家としての豊かなノウハウを評価するためプロポーザル方式の採用が適切



プロポーザル方式に準じた「環境配慮型プロポーザル方式」を採用

建築物に関する契約【優れた環境配慮設計の推奨】

4-1 環境配慮型プロポーザル方式について

(2) 適用範囲 (p.131)

- 建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務の発注
 - ➡ 原則として環境配慮型プロポーザル方式を採用

例外：事業の目的に照らして温室効果ガス等の排出の削減以外の項目が特に優先される事業、温室効果ガス等の削減について設計上の工夫の余地がほとんどない事業等

※極めて高度な特定の機能に対する要求性能が温室効果ガス等の排出削減に優先する事業、設計業務発注前に多くの項目について意思決定がなされ優先されるべき事項が決定している事業、宿舎等で一連の施設群に対し最初の設計を基に連続的に設計を行う事業、及び特段の事情により採択できない理由を事前に公表している事業

- ➡ 環境配慮型プロポーザル方式の適用を除外

(注) 実施設計のみを外注する場合で「設計上の工夫の余地がほとんどない」と整理できる場合、一般競争入札でも可

建築物に関する契約【背景と意義】

1-1 建築物に係る契約における環境配慮の必要性と意義(p.124)

- 国等の機関の建築物の建築又は大規模な改修に係る設計を委託する場合、2段階の環境配慮を求める

① 要求環境保全性能の規定（ボトムアップ）

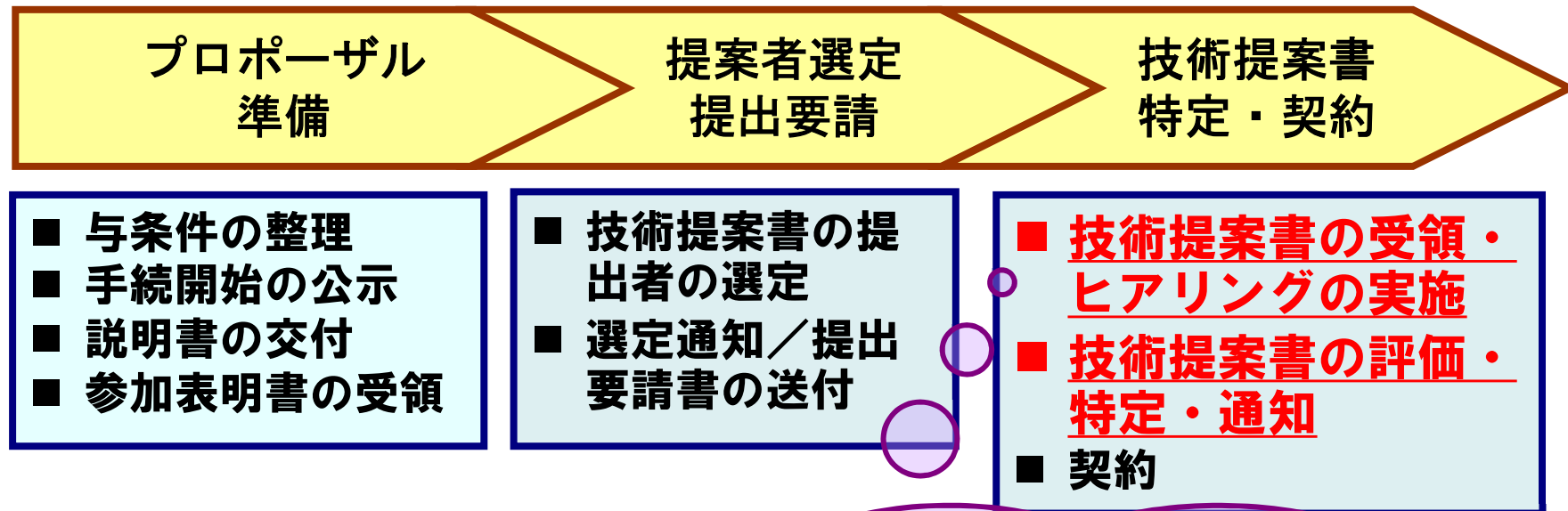
- ➡ すべての設計業務を発注する際に環境保全性能を求めることにより、すべての建築物の環境保全性能を一定の水準まで向上させる

② 優れた環境配慮設計の推奨（レベルアップ）

- ➡ 環境配慮型プロポーザル方式の導入により、環境保全に対し優れた創造性、技術力、経験等を有する設計者を選定し、優れた手法を発掘し、建築物の環境保全性能を向上させる

建築物に関する契約【プロポーザル方式】

設計者選定手続の流れと環境配慮のタイミング



- 「要求環境保全性能」を契約図書に明記し、最低限必要とする環境保全性能を確保
- 環境配慮に関する項目を含む技術提案を求め、優れた技術提案を行った者を特定する「環境配慮型プロポーザル方式」を採用し、技術提案内容を設計成果に可能な限り反映

建築物に関する契約【要求環境保全性能：ボトムアップ】

3-1 官庁施設の環境保全性基準 (p.128)

- 建築物の環境保全性能に関する規定
 - ➡ 官庁施設の環境保全性基準

● 環境保全性に係る性能

■ 環境負荷低減性

- 長寿命、適正使用・適正処理、エコマテリアル、省エネルギー・省資源

■ 周辺環境保全性

- 地域生態系保全、周辺環境配慮

建築物に関する契約【要求環境保全性能：ボトムアップ】

3-1 官庁施設の環境保全性基準 (p.128)

■ 環境保全性の水準

1. 建築環境総合性能評価システム（CASBEE）

- ① 延べ面積が2,000㎡以上の新築の事務庁舎
 - ➡ 建築物の環境効率（BEE値）が1.5以上
- ② ①以外
 - ➡ 建築物の環境効率（BEE値）が1.0以上

2. 省エネ法に基づく「エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準」に示す建築主等の判断の基準

- ① 延べ面積が2,000㎡以上の新築の事務庁舎
 - ➡ 「建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準」に示す建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進のために誘導すべき基準を適用
- ② ①以外
 - ➡ 「エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準」に示す建築主等の判断の基準

建築物に関する契約【要求環境保全性能：ボトムアップ】

3-1 官庁施設の環境保全性基準 (p.128)

■ 環境保全性の水準

3. その他

- ▶ 運用段階におけるエネルギー消費量（運用エネルギー）及びそれに伴う二酸化炭素排出量（運用CO₂）、ライフサイクル二酸化炭素排出量（LCCO₂）、ライフサイクル廃棄物最終処分量（LCW）、ライフサイクル資源投入量（LCR）を算出する方法、その他の方法により確認する場合は、1及び2を考慮した水準を設定
- 「官庁施設の環境保全性基準」を設計業務を実施する際の適用基準として設計仕様書に明記することにより、最低限必要とする環境保全性能を確保
- さらなる環境保全性能を求める場合は、環境保全性の水準を設計仕様書に特記する

「CASBEEのBEE値○以上」であること 等

建築物に関する契約【設計者選定手続】

5-6 選定通知／提出要請書の送付 (p.140)

- 技術提案のテーマ設定に当たっては、温室効果ガス等の排出削減に関する内容（自然エネルギー等の積極的な利用を含む。）を含める

■ 技術提案のテーマ設定例

- 施設の機能・品質を確保した上で二酸化炭素排出量を削減するための設計上の配慮事項について
- 地域性を考慮した環境負荷の抑制と自然エネルギーの活用に関する設計上の配慮事項について
- 本施設に適用すべきLCCO₂削減技術及びそれを決定していく上で考慮すべき要素について
- 本施設の特性を考慮した、効果的な環境負荷低減に関する設計上の提案について（一般的項目の網羅的提示ではなく、気候・敷地・形状・周辺状況等を考慮し、より効果的な方策を示すこと）
- 積雪・寒冷地に立地する施設について、温室効果ガス排出量の削減を行うための気候風土及びコストを踏まえた環境負荷低減方策の提案について

建築物に関する契約【設計者選定手続】

5-8 技術提案書の特定・通知 (p.141)

● 技術提案書の評価基準の例（特定テーマ①に環境配慮の技術提案評価）

評価項目	評価の着目点				評価のウェイト	
	判断基準				小計	
資格	専門分野の技術者資格	各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する	主任担当技術者	建築	3	
				構造	2	
技術力	平成8年12月以降の実績（実績）	平成13年12月以降の経験年数	<p>・ 資格、技術力、経験年数等に半分程度の配点を与える</p> <p>・ 特定テーマに対する技術提案のひとつ以上に環境配慮に関する項目を設け、評価する</p>		1	14
					5	19
					3	
			主任担当技術者	建築	1	5
					2	
					2	14
業務実施方針及び手法 (評価にあたっては技術提案書内容及びヒアリングの結果により総合的に判断を行う。)	業務の実施方針	特定テーマに対する技術提案	業務への取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項等について（ただし、特定テーマに対する内容を除く。）、的確性、独創性、実現性等を総合的に評価する。		7	48
			①	温室効果ガス等の排出削減について、その的確性（与条件との整合性が取れているか等）、独創性（工学的知見に基づく独創的な提案がされているか等）、実現性（提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等）を考慮して総合的に評価する。	16	
			②	テーマ②について（後略）	10	
			③	テーマ③について（後略）	10	
合計						100

建築物に関する契約【環境配慮型プロポーザル方式の推進】

6-2 環境保全性能の評価 (p.142)

- 環境配慮型プロポーザル方式を採用した業務にあつては、設計成果に総合的な環境保全性能及びLCCO₂の評価を設計者に求める
 - 国等の施設の評価手法
 - 官庁施設にあつては官庁施設の環境保全性基準
 - 住宅の用途にあつては住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく評価方法基準
 - その他の評価手法
 - 建築物総合環境性能評価システム（CASBEE）

4. 産業廃棄物の処理に係る 契約

産業廃棄物の処理に係る契約【基本的考え方】(p.146)

基本的考え方

- 温室効果ガス等の排出削減への取組、優良認定制度への適合の評価による**裾切り方式**
- 温室効果ガス等の排出削減への取組の評価は、収集運搬から中間処理、最終処分の**各処理過程における温室効果ガス等の排出削減**による各環境質の保全を考慮
- 再生利用や適正な処理の実施に関する能力や実績等の評価は、**優良認定制度への適合状況**を考慮
- **入札条件**は、処理する産業廃棄物の種類や再生資源化の種類等の特性を踏まえ、**調達者において設定**

産業廃棄物の処理に係る契約【必要性と意義】

契約における環境配慮の必要性と意義 (p.144)

- 産業廃棄物の適正処理の推進
 - 不法投棄は撲滅に至らず、不適正処理も多く発生
 - 不法投棄等の行為者、廃棄物処理事業者に対する規制強化とともに、排出事業者の責任の強化
 - 優良産廃処理業者認定制度（平成23年4月施行）
- 温室効果ガス等の排出削減
 - 廃棄物分野から排出される温室効果ガス等の削減
 - 廃棄物の資源としての再生利用の促進



産業廃棄物の処理に係る契約において温室効果ガス等の排出削減、適正処理や再生利用の能力・実績等を考慮した事業者選定が必要

産業廃棄物の処理に係る契約【裾切り方式】(p.146)

裾切り方式

下記の要素についてポイント制で評価し、満点の**6割**
以上の点数を獲得した事業者に入札参加資格を付与

① 環境配慮への取組状況（基本項目のみ）

- 環境/CSR報告書の作成・公表
- 温室効果ガス等の排出削減計画の策定・目標設定・公表
- 従業員に対する研修・教育の実施

② 優良基準への適合状況

- 優良適性（遵法性）
- 事業の透明性
- 環境配慮の取組
- 電子マニフェスト
- 財務体質の健全性



環境配慮契約を実施した場合の入札参加処理業者の割合（平成28年度）

産業廃棄物の処理に係る契約【区分・配点例】(p.147)

産業廃棄物の処理に係る契約における評価区分・配点例

評価項目	区分（評価）例	配点例
① 環境/CSR報告書	環境/CSR報告書の作成・公表を実施	10
② 温室効果ガス等の排出削減計画・目標	削減計画策定・目標設定及び公表を実施	10
③ 従業員への研修・教育	従業員に対し定期的な研修・教育を実施	5
環境配慮への取組状況（小計）	—	25
① 優良適性（遵法性）	特定不利益処分を5年間受けていないこと	10
② 事業の透明性	インターネットによる情報公開の実施	10
③ 環境配慮の取組	ISO14001、エコアクション21等環境マネジメントシステム認証取得	10
④ 電子マニフェスト	電子マニフェストシステムへ加入、利用可能	10
⑤ 財務体質の健全性	自己資本比率、経常利益等の財務基準満足	10
優良認定への適合状況（小計）	—	50
合 計	—	75

産業廃棄物の処理に係る契約【優良適性】

優良適性（遵法性）に係る評価 (p.148)

● 優良適性（遵法性）の評価

- 適正な産業廃棄物処理の実施に関する能力や実績等を評価する観点から、特定不利益処分を過去5年間受けていないことが適合条件
- 新規参入から5年に満たない事業者は0点
- しかしながら、新規参入事業者と特定不利益処分を受けた事業者の評価に明確な差異が必要

➔ **特定不利益処分を受けた時点から5年に満たない事業者（同処分を受けた新規参入後5年未満の事業者を含む）は、本項目の点数を「マイナス『配点の50%』」**

事業に参入して5年未満の事業者		事業に参入して5年以上の事業者	
特定不利益処分を受けていない事業者	特定不利益処分を受けた事業者	特定不利益処分を受けていない事業者又は最後に特定不利益処分を受けてから5年以上経過した事業者	最後に特定不利益処分を受けてから5年未満の事業者
0点	-5点	10点	-5点

産業廃棄物の処理に係る契約【財務体質の健全性】

財務体質の健全性に関する評価 (p.148)

- **財務体質の健全性の評価**
 - 直近3年間の自己資本比率及び経常利益金額等について評価
 - 当該期間において税・保険料については滞納していないこと、最終処分業者の場合は維持管理積立金の積立てをしていることが要件
 - 事業に参入した時点から3年に満たない事業者にとって不利な状況
- ➡ **本項目の自己資本比率及び経常利益金額等について「直近3年」を事業参入時点からの経過年数に読み替え**

産業廃棄物の処理に係る契約【基本項目の評価例①】

事業者共通の取組で15点獲得した場合、優良認定への適合状況で30点以上獲得することで入札参加資格（満点の60%=45点）を得る

評価項目	区分（評価）	得点
① 環境/CSR報告書	環境/CSR報告書の作成・公表を実施	0
② 温室効果ガス等の排出削減計画・目標	削減計画策定・目標設定及び公表を実施	10
③ 従業員への研修・教育	従業員に対し定期的な研修・教育を実施	5
環境配慮への取組状況（小計）	—	15
① 優良適性（遵法性）	特定不利益処分を5年間受けていないこと	10
② 事業の透明性	インターネットによる情報公開の実施	0
③ 環境配慮の取組	ISO14001、エコアクション21等環境マネジメントシステム認証取得	0
④ 電子マニフェスト	電子マニフェストシステムへ加入、利用可能	10
⑤ 財務体質の健全性	自己資本比率、経常利益等の財務基準満足	10
優良認定への適合状況（小計）	—	30
合 計	—	45

産業廃棄物の処理に係る契約【基本項目の評価例②】

評価例①と同様の評価であるが、3年前（5年以内）に特定不利益処分を受けた場合に入札参加資格を得るために必要な得点例

評価項目	区分（評価）	得点
① 環境/CSR報告書	環境/CSR報告書の作成・公表を実施	0
② 温室効果ガス等の排出削減計画・目標	削減計画策定・目標設定及び公表を実施	10
③ 従業員への研修・教育	従業員に対し定期的な研修・教育を実施	5
環境配慮への取組状況（小計）	—	15
① 優良適性（遵法性）	特定不利益処分を5年間受けていないこと	-5
② 事業の透明性	インターネットによる情報公開の実施	10
③ 環境配慮の取組	ISO14001、エコアクション21等環境マネジメントシステム認証取得	10
④ 電子マニフェスト	電子マニフェストシステムへ加入、利用可能	10
⑤ 財務体質の健全性	自己資本比率、経常利益等の財務基準満足	10
優良認定への適合状況（小計）	—	35
合 計	—	50

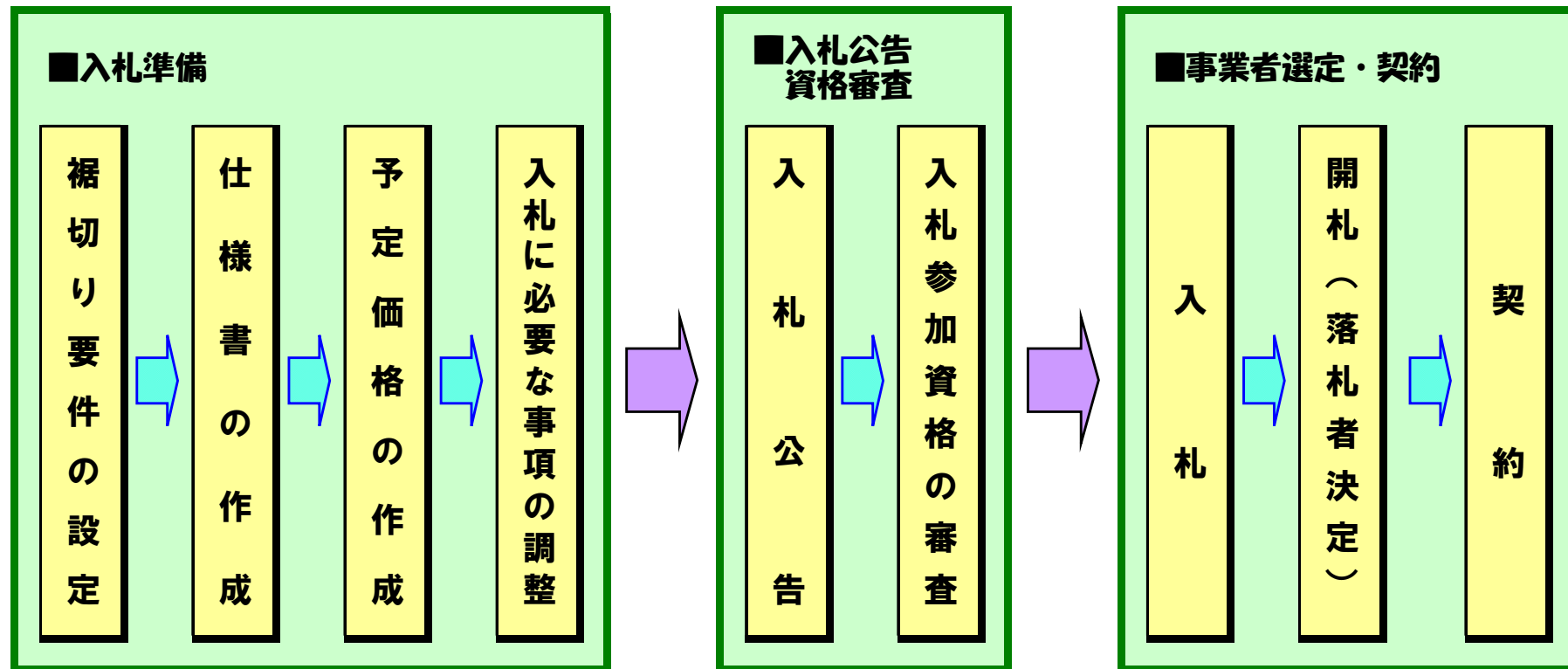
産業廃棄物の処理に係る契約【基本項目の評価例③】

評価例①と同様の評価であるが、産業廃棄物処理事業に新規参入してから3年の事業者が入札参加資格を得るために必要な得点例

評価項目	区分（評価）	得点
① 環境/CSR報告書	環境/CSR報告書の作成・公表を実施	0
② 温室効果ガス等の排出削減計画・目標	削減計画策定・目標設定及び公表を実施	10
③ 従業員への研修・教育	従業員に対し定期的な研修・教育を実施	5
環境配慮への取組状況（小計）	—	15
① 優良適性（遵法性）	特定不利益処分を5年間受けていないこと	0
② 事業の透明性	インターネットによる情報公開の実施	0
③ 環境配慮の取組	ISO14001、エコアクション21等環境マネジメントシステム認証取得	10
④ 電子マニフェスト	電子マニフェストシステムへ加入、利用可能	10
⑤ 財務体質の健全性	自己資本比率、経常利益等の財務基準満足	10
優良認定への適合状況（小計）	—	30
合 計	—	45

産業廃棄物の処理に係る契約【入札手続】

裾切り方式に係る入札手続 (p.158)



- 入札公告・資格審査の段階の「入札参加資格の審査」は裾切り要件に照らし、入札参加希望者から提出された参加資格に係る書類の審査を実施
- 事業者選定・契約の段階の「入札及び開札（落札者決定）」は裾切り方式による入札参加要件を満たした事業者の中から最低価格落札方式により落札者を決定

【参考】平成30年度における検討（新たな契約類型）

建築物の維持管理に係る契約に関する検討

- 建築物の維持管理業務に係る契約を新たな契約類型候補として具体的に検討を行うため、以下の調査を実施予定
 - 1. **国及び独立行政法人等に対する実態調査**
 - 国及び独立行政法人等の施設における施設に関する基本情報、契約に関する情報の把握
 - 2. **建築物の維持管理に係るヒアリング等追加調査**
 - 国及び独立行政法人等に対する実態調査を踏まえ、分析に必要な発注者からの詳細情報の収集・整理
 - 受注者から国及び独立行政法人等における建築物の維持管理業務の現状や課題等の収集・整理
 - 3. **上記1及び2の調査結果の整理・分析等**
 - 契約対象施設規模・用途、契約方式、契約期間、評価項目・評価方法等に関する検討（スケジュール等を含む）

専門委員会において環境配慮契約の実施可能性を検討予定

環境配慮契約法（グリーン契約）Webサイト

<http://www.env.go.jp/policy/ga/>

(環境省)ホーム>政策分野・行政活動>政策分野一覧>総合環境政策>環境と経済
>環境保全に資する製品の普及促進>グリーン契約(環境配慮契約)について



The screenshot shows the official website for Green Contracts. At the top, there is a navigation bar with links for 'Home', 'Ministry of the Environment', 'Policy Areas and Administrative Activities', 'Environmental Standards, Laws, etc.', 'White Papers, Statistics, etc.', 'Applications, etc.', and 'News and Publicity'. Below this is a search bar and several category buttons like 'Topics', 'New Information', 'News', and 'FAQ'. The main content area is titled '総合環境政策' (Comprehensive Environmental Policy) and contains a breadcrumb trail: 'ホーム > 政策分野・行政活動 > 政策分野一覧 > 総合環境政策 > 環境と経済 > 環境保全に資する製品の普及促進 > グリーン契約(環境配慮契約)について'. The main heading is 'グリーン契約 (環境配慮契約) について' (About Green Contracts (Environmentally Sound Contracts)). Below this, there is a sub-heading 'グリーン契約とは?' (What is a Green Contract?). The text explains that Green Contracts are designed to reduce environmental burdens when purchasing products or services, not only for the buyer but also for the provider. It aims to encourage providers to offer products or services with lower environmental burdens, contributing to a green economy. A sidebar on the right contains a menu with categories like '環境省のご案内' (About the Ministry of the Environment), '政策分野・行政活動' (Policy Areas and Administrative Activities), '環境基準・法令等' (Environmental Standards, Laws, etc.), '白書・統計・資料' (White Papers, Statistics, etc.), '申請・届出・公募' (Applications, etc.), and '報道・広報' (News and Publicity). Under '政策分野・行政活動', there are links to '政策分野一覧', '審議会・委員会等', '指図書政務会等', '重点施策・予算情報', '税制改正関係情報', '行政懇話レビュー', '政策評価', '国会提出法案等', '公文書管理', '府省共同公開資料集', and '水資源等のお知らせ'.

掲載情報

- 環境配慮契約法
- 環境配慮契約法基本方針
- 環境配慮契約法・ポイントの解説資料
- 検討会の情報
- **よくあるご質問**